島根原子力発電所第2号機 審查資料				
資料番号 NS2-補-018-02改05				
提出年月日	2022 年 6 月 6 日			

## 津波への配慮に関する説明書に係る補足説明資料

## 2022年6月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

今回提出範囲:

1. 入力津波の評価

## 1.1 潮位観測記録の評価

- 1.2 遡上・浸水域の評価の考え方
- 1.3 港湾内の局所的な海面の励起
- 1.4 管路解析のモデル
- 1.5 入力津波の不確かさの考慮
- 1.6 遡上解析のモデル
- 1.7 入力津波の流路縮小工による水位低減効果の考慮
- 2. 津波防護対象設備
- 2.1 津波防護対象設備の選定及び配置
- 2.2 タービン建物(Sクラスの設備を設置するエリア)及び取水槽循環水ポンプエリアにお けるSクラス設備に対する浸水影響
- 3. 取水性に関する考慮事項
- 3.1 砂移動による影響確認
- 3.2 原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの波力に対する強度評価
- 3.3 除じん装置の取水性への影響
- 3.4 循環水ポンプ停止手順
- 4. 漂流物に関する考慮事項
- 4.1 設計に用いる遡上波の流速
- 4.2 漂流物による影響確認
- 4.3 燃料等輸送船の係留索の耐力
- 4.4 燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係
- 4.5 漂流物による衝突荷重
- 5. 浸水防護施設の設計における補足説明
- 5.1 耐津波設計における現場確認プロセス
- 5.2 津波監視設備の設備構成及び電源構成
- 5.3 津波による溢水に対して浸水対策を実施する範囲の考え方
- 5.4 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の津波に対する健全性
- 5.5 屋外タンク等からの溢水影響評価

2

1.2 遡上・浸水域の評価の考え方

- 1.2 遡上・浸水域の評価の考え方
  - (1) 遡上・浸水域の評価の考え方

遡上・浸水域の評価にあたっては, 遡上解析を実施して, 遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する必要がある。

遡上・浸水域の評価においては, 遡上・浸水域が広めの評価(安全側の評価)と なるよう,以下のとおり,基準地震動Ss及び基準津波による影響の有無を検討 し,影響要因として設定したうえで, 遡上解析を実施する。

a. 基準地震動 S s 及び基準津波による被害想定の考慮

基準地震動Ss及び基準津波に伴う地形変化,標高変化による影響の有無につ いて以下のとおり検討を行った。これらの検討を行った後に,「1.2(6)津波評価 条件」に結果を示す。

(a) 敷地周辺斜面の崩壊に関する検討【1.2(2)】

防波壁両端部の地山については,基準地震動Ssによる斜面崩壊の有無を 検討し,斜面崩壊が想定される場合には,入力津波を設定する際の影響要因 として設定する。

防波壁両端部の地山以外の敷地周辺斜面については,基準地震動Ssによ る斜面崩壊を想定した場合の入力津波への影響の有無を検討し,入力津波の 設定に影響を与える場合には,影響要因として設定する。

(b) 敷地の地盤変状に関する検討【1.2(3)】

敷地の地盤変状については、基準地震動Ssによる地盤変状を想定した場合の入力津波への影響の有無を検討し、入力津波の設定に影響を与える場合には、影響要因として設定する。

(c)防波堤損傷に関する検討【1.2(4)】

防波堤の損傷については、基準地震動Ssによる防波堤の損傷を想定した 場合の入力津波への影響の有無を検討し、入力津波の設定に影響を与える場 合には、影響要因として設定する。

(d) 津波による洗堀に関する検討【1.2(5)】

基準津波による遡上域の洗堀の有無を検討し,遡上域の洗堀が想定される 場合には,入力津波を設定する際の影響要因として設定する。

b. 遡上解析のモデルについて

基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価における遡上解析モデルについ

て,計算領域は,対馬海峡付近から間宮海峡付近に至る東西方向約 1,300km,南北 <mark>方向約 2,100km を設定した。</mark>

また,計算格子間隔については,敷地に近づくにしたがって最大 800m から最小 6.25m まで徐々に細かい格子サイズを用い,津波の挙動が精度よく計算できるよう 適切に設定した。敷地近傍及び敷地については,海底・海岸地形,敷地の構造物 等の規模や形状を考慮し,格子サイズ 6.25m でモデル化している。

(a) 敷地及び敷地周辺の地形及び標高

敷地近傍及び敷地については,海域では一般財団法人日本水路協会(2008~2011),深浅測量等による地形データを使用し,陸域では,国土地理院 (2013)等による地形データ等を用いた。また,取水路・放水路等の諸元及 び敷地標高については,発電所の竣工図等を用いた。

(b) 伝播経路上の人工構造物

既設の構造物については,発電所の竣工図等で調査し,将来設置される計 画がある人工構造物については,計画図等により調査した。

竣工図等による調査において確認した人工構造物は,現場のウォークダウン

により竣工図と相違ないことを確認した。また、竣工図等に反映されていな

い人工構造物は、遡上解析に影響する変更がないことを確認した。

(c) 遡上解析における解析モデルの作成

上記(b)において実施した調査結果を踏まえ,遡上解析に影響を及ぼす人 工構造物を考慮し,遡上・伝播経路の状態に応じてモデルを作成した。 図1.2-1に遡上解析モデルにおける計算格子分割を示す。











(2) 敷地周辺斜面の崩壊に関する検討

検討にあたっては,防波壁(東端部)及び防波壁(西端部)は双方とも地山斜面 (岩盤)に擦り付き,これらの地山が津波の敷地への地上部からの到達に対して障 壁となっていることから,地山の耐震,耐津波設計上の位置付けも整理したうえ で,基準地震動及び基準津波に対する健全性の確保について確認する。

a. 津波遡上高の分布を踏まえた津波防護上の地山範囲の特定について

敷地は EL 15.0m の防波壁に取り囲まれており,その両端部は地山に擦り付き, その地山は津波防護上の障壁となっている(図 1.2-2)。

津波防護上の地山範囲は、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物が敷地 EL 8.5m 盤にあることを踏まえ、水位上昇側の基準津波の中で、防波壁 (東端部)付近及び防波壁(西端部)付近において水位 EL 8.5m 以上が広範囲に 分布する基準津波1(防波堤有り及び無し)の最大水位上昇量分布を基に検討す る。水位上昇側の基準津波である基準津波1(防波堤有り及び無し),基準津波2 (防波堤有り)及び基準津波5(防波堤無し)の最大水位上昇量分布図を図 1.2-3に示す。

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物が敷地 EL 8.5m 盤にある ことを踏まえ,防波壁(東端部)及び防波壁(西端部)における敷地への遡上の 可能性のある水位 EL 8.5m 以上の最大水位上昇量分布を図 1.2-4 に示す。基準津 波1(防波堤有り及び無し)の最大水位上昇量分布を踏まえ,津波防護上の地山範 囲を図 1.2-5 に示すとおり特定した。

津波防護上の地山範囲における地形断面図を図 1.2-6に示す。

防波壁(東端部)の地山は,南東側の標高が高く,幅が広くなっている。A-A'断面(高さ:26m,幅:63m)は,B-B'断面(高さ:44m,幅:145m)及び C-C'断面(高さ:69m,幅:396m)と比較して標高が低く,幅が狭いことか ら,津波防護の観点で最も厳しい断面と考え,津波防護を担保する地山斜面の検 討対象はA-A'断面付近の範囲とする。津波防護を担保する地山斜面の検討対 象(A-A'断面付近)は,防波壁等に影響するおそれのある周辺斜面(赤枠) に概ね対応する。

防波壁(西端部)の地山は,幅が広く,南西側の標高が高い。D-D'断面 (高さ:27m,幅:139m)は,E-E'断面(高さ:56m,幅:208m)及びF-F'断面(高さ:77m,幅:185m)と比較して標高が低く,幅が狭いことから,津 波防護の観点で最も厳しい断面と考え,津波防護を担保する地山斜面の検討対象 はD-D'断面付近の範囲とする。津波防護を担保する地山斜面の検討対象(D -D'断面付近)は,防波壁等に影響するおそれのある斜面(赤枠)に概ね対応 する。D-D'断面の西方の岬部分は,津波の敷地への到達に対して直接的な障 壁となっていないことから,津波防護を担保する地山斜面の検討対象外とし,岬 の東側付根の入り江以東を検討対象とする。なお、この断面は、表層の一部を厚 さ約 2m 撤去する方針を示しているため、撤去する範囲を考慮し、以降の検討を実 施する。



図 1.2-<mark>2</mark> 地山位置図



図 1.2-3(1) 最大水位上昇量分布図(基準津波 1:防波堤有り)



図 1.2-3(2) 最大水位上昇量分布図(基準津波 1:防波堤無し)



図 1.2-3(3) 最大水位上昇量分布図(基準津波 2:防波堤有り)

1.2—6 9



図 1.2-3(4) 最大水位上昇量分布図(基準津波 5:防波堤無し)



図 1.2-4(1) 最大水位上昇量分布図(基準津波1:防波堤有り) (EL 8.5m以上表示)



図 1.2-4(2) 最大水位上昇量分布図(基準津波 1:防波堤無し) (EL 8.5m以上表示)



図 1.2-4(3) 最大水位上昇量分布図(基準津波 2:防波堤有り) (EL 8.5m以上表示)



図 1.2-4(4) 最大水位上昇量分布図(基準津波 5:防波堤無し) (EL 8.5m以上表示)



生記※:朔望平均満潮位+0.58m,潮位のはらつさ 0.14m を併せて+0.72m を考慮 図 1.2-<mark>5(1)</mark> 防波壁(東端部)の地山:基準津波 1 (左 防波堤有り,右 防波堤無し)



注記\*:朔望平均満潮位+0.58m,潮位のばらつき 0.14m を併せて+0.72m を考慮 図 1.2-5(2) 防波壁(西端部)の地山:基準津波 1 (左 防波堤有り,右 防波堤無し)





1.2–11 **14** 



b. 地山の地質構造,防波壁擦り付け部の構造・仕様

津波防護上の地山の地質構造について述べるとともに,防波壁端部の擦り付け 部の構造及び防波壁の仕様について,以下に示す。

(a) 敷地内の地質・地質構造

島根原子力発電所の敷地内の地質図を図 1.2-7に示す。敷地内の地質は、 新第三紀中新世の堆積岩類からなる成相寺層と貫入岩類及びそれらを覆う第四 系の崖錐堆積物等から構成される。敷地に分布する成相寺層は、下位より下部 頁岩部層、火砕岩部層、上部頁岩部層の3つの部層に区分される。

防波壁(東端部)の地山においては,主として凝灰岩,凝灰角礫岩よりなる 「火砕岩部層」及び黒色頁岩よりなる「上部頁岩部層」が分布し,安山岩の貫 入が認められる。防波壁(西端部)の地山においては,「火砕岩部層」が分布 する。





図 1.2-<mark>7</mark> 島根原子力発電所敷地内地質図

(b) 防波壁端部の擦り付け部の構造及び防波壁の仕様

防波壁(東端部)及び防波壁(西端部)の擦り付け部の構造図及び状況写真 を図 1.2-8~図 1.2-13 に示す。

防波壁(波返重力擁壁)東端部(a-a断面)については,地震及び津波に よる沈下やずれを生じさせないため,岩盤を露出させ,H鋼(H-350×350×12× 19)を1m間隔で打設し,重力擁壁を堅硬な地山に直接設置する設計とした。ま た,防波壁の前面及び背面において,露出した岩盤を保護する目的でコンクリートで被覆した。

防波壁(波返重力擁壁)西端部(b-b断面)については,東端部同様,地 震及び津波による沈下やずれを生じさせないため,岩盤を露出させ,H鋼(H-350×350×12×19)を1m間隔で打設し,重力擁壁を堅硬な地山に直接設置する 設計とした。また,防波壁の前面及び背面において,露出した岩盤を保護する 目的でコンクリートで被覆した。



図 1.2-8 防波壁(波返重力擁壁)東端部(a-a断面) 断面図



図 1.2-9 防波壁東端部 状況写真

1.2–14 **17** 



図 1.2-<mark>10</mark> 防波壁東端部 岩盤露出状況





図 1.2-12 防波壁西端部 状況写真



図 1.2-13 防波壁西端部 岩盤露出状況

c. 地山の耐震, 耐津波設計上の位置付け

防波壁両端部の地山について,耐震,耐津波設計上の位置付けを表 1.2-1 に整 理した。これを踏まえ,以下の検討を行う。

- 検討1:津波防護施設と同等の機能を有する斜面において、基準地震動Ss
   による地山のすべり安定性評価を行い、基準地震動に対する健全性を確保していることを説明する。
- 検討2:津波防護施設同等の機能を有する斜面において、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性の確認及び基準津波による地山の安定性評価を行い、基準津波に対する健全性を確保していることを説明する。

このほかに,当該地山については,防波壁の支持地盤としての地山及び防波壁 の周辺斜面としての役割もあるため,耐震,耐津波設計上の位置付けを整理し た。

設計上の役割	耐震設計上の位置付け	耐津波設計上の位置付け
<ol> <li>①津波防護を担</li> <li>保する地山斜面</li> <li>(6条)</li> </ol>	<ul> <li>・津波防護施設と同等の機能を有する地 山斜面は、基準地震動による地震力に 対して、要求される津波防護機能を保 持できるようにする。【検討1】</li> </ul>	<ul> <li>・津波防護施設と同等の機能を有する地 山斜面は、波力による侵食及び洗掘に 対する抵抗性並びにすべり及び転倒 に対する安定性を評価し、入力津波に 対する津波防護機能が保持できるよ うにする。【検討2】</li> </ul>
②防波壁の支持 地盤としての地 山(4条)	<ul> <li>・防波壁と地山との振り付け部は、液状 化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤 の変状を考慮しても、施設の安全機能 が損なわれるおそれがないようにす る。</li> <li>⇒「(2) b. (b) 防波壁端部の擦り付け部 の構造及び防波壁の仕様」に示すとお り、堅硬な岩盤に支持されていること から、液状化及び揺すり込み沈下等の 周辺地盤の変状は発生しない。</li> </ul>	<ul> <li>・防波壁と地山との擦り付け部は,構造 不連続による相対変位,ずれ等が構造 健全性,安定性,止水性や水密性に影響を及ぼさないようにする。</li> <li>⇒「(2) b. (b) 防波壁端部の擦り付け 部の構造及び防波壁の仕様」に示すと おり,岩盤を露出させ,H鋼を打設し、 重力擁壁を堅硬な岩盤に直接設置し ていることから,構造不連続による相 対変位,ずれ等は発生しない。</li> </ul>
③防波壁の周辺 斜面(5条)	・防波壁の周辺斜面(「(2) a. 津波遡上 高の分布を踏まえた津波防護上の地 山範囲の特定について」参照)は、想 定される地震動の地震力により崩壊 し、当該施設の安全機能が重大な影響 を受けないようにする。	_

表 1.2-1 防波壁両端部の地山の耐震, 耐津波設計上の位置付け

d. 基準地震動に対する健全性確保

周辺斜面については,基準地震動Ssに対して斜面の崩壊のおそれがないことを確認している。

e. 基準津波に対する健全性確保

検討2の基準津波に対する健全性確保として,波力による侵食及び洗掘に対す る抵抗性の確認及び基準津波による地山の安定性評価を行った。

(a) 波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性の確認

津波防護上の地山は、図 1.2-14 及び図 1.2-15 に示すとおり岩盤から構成 され一部はコンクリートに覆われていることから、波力による侵食及び洗掘に よる地形変化は生じない。



図 1.2-<mark>14</mark> 防波壁(東端部)地山状況



図 1.2-15 防波壁(西端部)地山状況

(b) 基準津波に対する地山の安定性評価

基準津波に対する地山の安定性評価は,地山を津波防護施設と考え,直立の 構造物に作用する力を保守的に津波波力として設定し,地山のせん断抵抗力と 比較することで,基準津波に対する健全性を確認する。

津波波力を算出するにあたり,防波壁(東端部)は擦り付け部で水位が最大 となる基準津波1(防波堤無し),防波壁(西端部)は擦り付け部で水位が最大 となる基準津波1(防波堤有り)を対象とする。

防波壁擦り付け部付近の地山における津波高さは,防波壁(東端部)については図 1.2-16 右に示す EL 12.0m,防波壁(西端部)については図 1.2-16 左 に示す EL 10.7m と設定した。

地山のせん断面は,防波壁の擦り付け部から断面長さが最小となる位置を設 定した。防波壁(東端部)については図 1.2-16右に示す地山の EL 8.5m 位置 における最小幅である約 95m,防波壁(西端部)については図 1.2-16左に示 す地山の EL 8.5m 位置における最小幅である約 80m と設定した。





1.2–18 **21**  基準津波の波力は、「防波堤の耐津波設計ガイドライン(平成 27 年 12 月一 部改訂)」に示される谷本式に基づき,波力を算定する。

谷本式は式 2-1,式 2-2 と示される。ここでは、地山に作用する波力を等 変分布荷重とし、これを式 2-3 と表す。

 $\eta *=3.0_{a I}$  式 2-1  $P_1 = 2.2\rho_{0}ga_{I}$  式 2-2  $P = P_1 \times \eta * \times (1/2)$  式 2-3 ここで,  $\eta * : 静水面上の波圧作用高さ$ 

a<sub>1</sub> :入射津波の静水面上の高さ(振幅)

ρ<sub>0</sub>g:海水の単位体積重量(10.1kN/m<sup>3</sup>)

P1 :静水面における波圧強度

P : 地山に作用する波力



図 1.2-17 地山に作用する波力等の分布図

基準津波による波力の計算を以下に示す。計算に用いた津波高さを表 1.2-2 に示す。

● 防波壁

 $\eta = 3.0 a_{I} = 3.0 \times 6.5 m = 19.5 m$ 

 $P_1 = 2.2 \rho_0 ga_1 = 2.2 \times 10.1 kN/m^3 \times 6.5 m = 144.43 kN/m^2 = 145 kN/m^2$ 

P =P<sub>1</sub>× η \*× (1/2)=145kN/m<sup>2</sup>×19. 5m× (1/2)=1, 501. 5kN/m ≒ 1, 502kN/m

地山のせん断強度は、防波壁端部の地山の大部分を構成するC<sub>H</sub>級岩盤を対象 にブロックせん断試験より求めた値(地山のせん断強度:1,140kN/m<sup>2</sup>)を設定 した。

地山のせん断抵抗力は下記計算で算出される。

防波壁(東端部)の地山のせん断抵抗力

1,140kN/m<sup>2</sup>(地山のせん断強度) ×95m(地山の最小幅)=108,300kN/m

● 防波壁(西端部)の地山のせん断抵抗力

1,140kN/m<sup>2</sup>(地山のせん断強度)×80m(地山の最小幅)=91,200kN/m 算出した結果を表 1.2-2に示す。地山に作用する波力は,防波壁で 1,502kN/mとなった。また,地山のせん断抵抗力は防波壁(東端部)で 108,300kN/m,防波壁(西端部)で91,200kN/mとなり,地山のせん断抵抗力は 波力と比較して十分に大きいため(図 1.2-18),基準津波に対する健全性を 確認した。

表 1.2-2 防波壁擦り付け部付近の地山に作用する波力及び地山のせん断抵抗力

	シミュレーションに	<b>垢</b> 喧(。)	地山に作用する	地山の
	よる津波高さ <sup>*</sup> (2a <sub>I</sub> )	如如田(aI)	波力	せん断抵抗力
防波壁 (東端部)	12[12-64]	6.5m	1,502kN/m	108,300kN/m
防波壁 (西端部)	13m[12.64m]			91,200kN/m

注記\*:防波壁擦り付け部付近の地山における最高水位12.0mに,参照する裕度0.64mを 考慮し,安全側に設定



- 図 1.2-18 波力と地山のせん断抵抗力の比較計算に関するイメージ
- f. まとめ

防波壁両端部の津波防護上の障壁となっている地山に対して,基準地震動及び 基準津波に対する健全性を確保していることを確認した。

以上のことから,防波壁両端部の地山斜面の崩壊は,入力津波を設定する際の 影響要因として設定しない。

g. 敷地周辺斜面の崩壊に関する検討

防波壁両端部の地山以外に,入力津波の設定に影響する地形変化を生じさせる 敷地周辺斜面として,地すべり地形が判読されている地山の斜面崩壊についても 検討する。 検討にあたっては、地すべり土塊が海側に突入する可能性が考えられる「敷地 北西方の地滑り地形(Ls23)」、「⑤北西の地滑り地形(Ls24)」、「地滑り地 形⑤(Ls25)」の斜面を対象にする。(図 1.2-19,図 1.2-20 参照)

敷地周辺の地形のうち,地すべりLs23,Ls24及びLs25の地すべり地形の概略の土塊量を表 1.2-3に示す。

地すべりの土塊量はLs25の地すべりが大きいことから、Ls25の地すべりを対象 に検討する。検討にあたっては、Ls25の近くにLs24が位置することから、これら の地すべりが同時崩壊することを仮定し、安全側にLs24+Ls25の地すべりが崩壊 した後の地形を対象に津波評価を実施する。

地すべりが崩壊した後の地形については,津波評価の陸上地すべりの検討で実 施した二層流モデルを用いて決定する。

地すべり発生前後の地形断面図を図 1.2-21に示す。

検討ケースの評価水位を表 1.2-4 に,検討ケースの最大水位上昇量分布図又は 最大水位下降量分布図を図 1.2-22 に示す。

津波解析の結果,斜面崩壊させた場合,水位上昇側の施設護岸又は防波壁の水 位は,どのケースについても基本ケースと同じもしくは基本ケースの方が大き い。一方,水位下降側の2号機取水口の水位については,一部,基準津波3で斜 面崩壊有りの方が水位が低下しているが,この差は僅か(-0.03m)であり,大半 は,基本ケースの方が斜面崩壊有りのケースに対して水位が低下している。

以上より,地震による地形変化(斜面崩壊)は入力津波を設定する際の影響要 因として考慮しない。



<sup>1.2–21</sup> **24** 





⑤北西の地滑り地形 (Ls24)



地滑り地形⑤及び ⑤北西の地滑り地形周辺の 旧地形図

図 1.2-20 敷地周辺地すべり拡大図

表 1.2-3 勇	敦地周辺地すべり	の規模の比較
-----------	----------	--------

地すべり	長さ L(m)	幅 b(m)	厚さ t(m)	土塊量 Vs(m <sup>3</sup> )
Ls23	125	170	25	531,250
Ls24	172	80	16	220,160
Ls25	265	140	20	742,000



図 1.2-<mark>21</mark> Ls24・Ls25 の断面図

	【水位上昇側】施設護岸又は <u>防波壁*1</u>		【水位下降側】2 号機取水口(東)* <sup>2</sup>		] (東)*2	
	基本ケース (A)	斜面崩壊有り (B)	差異(B-A)	基本ケース (A)	斜面崩壊有り (B)	差異(B-A)
基準津波1(防波堤有り)	+10.7m (+10.67m)	+10.7m (+10.67m)	0.0m (0.00m)	-5.2m (-5.13m)	-5.0m (-4.98m)	+0.2m (+0.15m)
基準津波1 (防波堤無し)	+11.9m (+11.85m)	+11.1m (+11.08m)	-0.8m (-0.77m)	-6.1m (-6.01m)	-5.8m (-5.79m)	+0.3m (+0.22m)
基準津波2 (防波堤有り)	+9.0m (+8.93m)	+8.9m (+8.89m)	-0.1m (-0.04m)			
基準津波3(防波堤有り)				-4.7m (-4.63m)	-4.7m (-4.66m)	0m (-0.03m)
基準津波4(防波堤有り)				-4.1m (-4.04m)	-4.1m (-4.04m)	0m (0.00m)
基準津波4 (防波堤無し)				-4.3m (-4.25m)	-4.3m (-4.24m)	0m (+0.01m)
基準津波5 (防波堤無し)	+11.5m (+11.45m)	+11.3m (+11.29m)	-0.2m (-0.16m)			
基準津波6(防波堤無し)				-6.1m (-6.08m)	-6.0m (-5.99m)	+0.1m (+0.09m)

注記 \* 1:朔望平均満湖位 + 0.58m,潮位のばらつき 0.14mを併せて+0.72m を考慮 \* 2:朔望平均干潮位-0.02m,潮位のばらつき 0.17mを併せて-0.19m を考慮



図 1.2-22(1) 斜面崩壊(Ls24+Ls25)の有無による最大水位上昇量分布の比較 (基準津波1(防波堤有り)及び基準津波1(防波堤無し))



図 1.2-22(2) 斜面崩壊(Ls24+Ls25)の有無による最大水位上昇量分布の比較 (基準津波2(防波堤有り)及び基準津波5(防波堤無し))



図 1.2-22(3) 斜面崩壊(Ls24+Ls25)の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波1(防波堤有り)及び基準津波1(防波堤無し))



図 1.2-22(4) 斜面崩壊(Ls24+Ls25)の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波3(防波堤有り)及び基準津波6(防波堤無し))



図 1.2-22(5) 斜面崩壊(Ls24+Ls25)の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波4(防波堤有り)及び基準津波4(防波堤無し))

(3) 敷地の地盤変状に関する検討

防波壁は,堅固な岩盤(一部,改良地盤)に支持されていることから,地震に伴 う沈下は発生しない。一方,防波壁前面に存在する埋戻土及び砂礫層は,地震時の 液状化による沈下及び揺すり込みによる沈下が発生する可能性があるため,防波壁 前面の沈下量算定の対象層とする。

埋戻土及び砂礫層の土質区分を図 1.2-23 に示す。埋戻土は,粒径 10mm 以上の礫 が主体であるが,粒径 2mm 未満の砂も含む土層である。砂礫層は,50%粒径が 10mm 以下,かつ 10%粒径が 1mm 以下であり,細粒分含有率が 35%以下の土層である。

また,護岸に使用している埋戻土(粘性土)については液状化評価対象層ではな いが,入力津波の設定における影響要因の検討の際には安全側に沈下量算定の対象 層とする。

津波解析にあたっては,沈下量を算定し,地形モデルに反映する。なお,沈下量 は,液状化及び揺すり込みに伴う沈下並びに液状化に伴う側方流動による沈下に分 けて算出し,これらを合わせて設定する。



注記\*:港湾の施設の技術上の基準・同解説(上巻)((社)日本港湾協会, H19)の「粒度による液状化判定」に粒径加積曲線を追記

地層名	50%粒径 (平均) (mm)	10%粒径 (平均) (mm)	細粒分含有率 (平均) (%)
埋戻土	16.5		-
砂礫層	9.1	0.0651	15.6

図 1.2-23 埋戻土及び砂礫層の土質区分

- a. 液状化及び揺すり込みに伴う沈下
  - (a) 検討概要

敷地の地質は,新第三紀中新世の堆積岩類からなる成相寺層及び貫入岩類, 並びにそれらを覆う被覆層から構成される。成相寺層は海成層で,下位より下 部頁岩部層,火砕岩部層及び上部頁岩部層に区分される。被覆層は,崖錐・海

底堆積物及び盛土からなる。崖錐・海底堆積物は主に礫混じり砂質土及び礫混 じり粘性土からなる。敷地の被覆層である盛土は,埋戻土と埋戻土(粘性土) に分類している。敷地の被覆層である崖錐・海底堆積物は,砂礫層として分類 している。

液状化及び揺すり込みに伴う沈下量は、図 1.2-24 に示す流れに従って、地 質断面図により算定した。相対密度は、図 1.2-25 のとおり、港湾基準に基づ き、マイヤホフにより提案された N 値と相対密度の関係式を用いて算出する。





$$Dr = 21 \cdot \left(\frac{100 \cdot N}{\sigma'_{V0} + 70}\right)^{0.5}$$
 Dr:相対密度(%)  
N:標準貫入試験値  
 $\sigma'_{v0}:標準貫入試験値を測定した深度における有効土被り圧(=\gamma×h)(kN/m2)Y:単位体積重量(kN/m3)h:標準貫入試験値を測定した深度$ 

図 1.2-25 マイヤホフにより提案された N 値と相対密度の関係式

(b) 評価対象層の選定及び相対密度の設定

沈下量算定の対象層としては、埋戻土、埋戻土(粘性土)及び砂礫層を選定 した。なお、埋戻土(粘性土)は、粘性土のため液状化しないが、安全側に埋 戻土に置き換えて沈下量を算出する。砂礫層は、粒径加積曲線が埋戻土と同様 な傾向を示すことから、埋戻土に置き換えて沈下量を算出する。埋戻土、埋戻 土(粘性土)及び砂礫層の分布を図 1.2-26に示す。沈下率は、Ishihara et al. (1992)の地盤の相対密度に応じた最大せん断ひずみと体積ひずみ(沈下 率)の関係から設定した。相対密度は、図 1.2-27に示す位置において調査を 実施し、図 1.2-28に示すとおり平均で71.3%となり、ばらつきを考慮すると 54.1%となる。

Ishihara et al. (1992)の関係については、細粒分及び粗粒分が少なく粒径 が比較的揃った液状化し易いきれいな砂による沈下率を示しており、埋戻土と 比較すると沈下率が大きくなると判断できるため、埋戻土の沈下率を Ishihara et al. (1992)の関係より算定することにより保守的な評価を実施する。

沈下率は図 1.2-29 に示すとおり,安全側に地震時の最大せん断ひずみを考 慮せず,相対密度の平均値 71.3%をもとに 2.5%となるが,ばらつきを考慮し 算出した相対密度 54.1%をもとに,安全側に 3.5%と評価する。



図 1.2-26(1) 埋戻土分布図



図 1.2-<mark>26(2)</mark> 埋戻土(粘性土)分布図



図 1.2-<mark>26(3)</mark> 砂礫層分布図



図 1.2-<mark>27</mark> 相対密度の調査位置



図 1.2-29 Ishihara et al. (1992) の地盤の最大せん断ひずみと体積ひずみの関係から 設定した沈下率

(c) 沈下量

防波壁前面の沈下量は、防波壁前面に沈下量算定の対象層が存在する3号機 東側エリア及び1,2号機北側エリアの地質断面図に基づき算定した。敷地平 面図を図 1.2-30に,沈下量算定の対象層が防波壁前面に分布する3号機東側 エリア及び1,2号機北側エリアの地質断面図を図 1.2-31に示す。

図 1.2-31 に示すとおり、3号機東側エリアには、沈下量算定の対象層である埋戻土が EL 8.5m から EL-9.6m に存在する。1,2号機北側エリアには、沈下量算定の対象層が EL 8.5m から EL-14.1m に存在する。なお、1,2号機北側エリアの防波壁前面の砂礫層地盤改良範囲を考慮した液状化層厚は、地盤改良部において 17.1m 施設護岸部において 14.4m となる。

1,2号機北側エリアの断面図を図 1.2-32 に示す。1,2号機北側エリア に存在する砂礫層は地盤改良(①地盤改良部)されているが,防波壁前面にお いて一部地盤改良されていない範囲(②施設護岸部)があるため,沈下量を算 定する層厚を算定した。その結果,1,2号機北側エリアにおける防波壁前面 の沈下量を算定する層厚は地盤改良部において17.1m,施設護岸部において 14.4m となり,3号機東側エリアにおける層厚 18.1m を上回らないことを確認し た。

以上より, 層厚が最大となるよう EL 8.5m から EL-9.6m を考慮し, 沈下量を 算定するための層厚は 18.1m とした。

沈下量は,上記層厚及び Ishihara et al. (1992)の関係を用いて相対密度 の平均値にばらつきを考慮して安全側に設定した沈下率 3.5%より 0.65m\*を安全 側に考慮する。

注記\*:層厚 18.1m×沈下率 3.5%≒沈下量 0.65m










図 1.2-32 断面図(1,2号機北側エリア)

- b. 液状化に伴う側方流動による沈下
- (a) 評価方針

地震時の地盤の液状化に伴う側方流動が想定されることから,二次元有効応 力解析(解析コード「FLIP Ver.7.1.9」)により側方流動による沈下量を算定 する。評価を行う解析断面は,以下の観点から3号機東側エリアの沈下による 遡上の影響が大きいと判断し,3号機東側エリアを対象として,有効応力解析 を実施する。

- 1,2号機北側エリアと比較して埋戻土の分布が広範囲かつ層厚が厚いこと
- 1,2号機北側エリアと比較して基準津波遡上範囲が広いこと
- 3号機東側の解析断面位置図を図 1.2-33に示す。



図 1.2-33 解析断面位置図

(b) 解析条件

3号機東側断面の解析モデル図を図 1.2-34 に示す。地盤は、地質区分に基 づき平面ひずみ要素でモデル化し、防波壁は、線形はり要素でモデル化した。 地下水位は、防波壁周辺の朔望平均満潮位(EL 0.46m)前後であることか ら、港湾基準に準じて EL 0.14m\*とする。

入力地震動は,表 1.2-5 に示すとおり,基準地震動のうち,繰返し応力及 び繰返し回数に着目し,水平加速度が大きく,継続時間が長い地震動が液状化 評価において最も厳しいと考えられることから,Ss-Dを選定する。したがっ て,基準地震動Ss-Dを,一次元波動論によって解析モデル下端位置で評価し た波形を用いた。

注記\*:L.W.L.EL-0.02m+1/3×(H.W.L.EL 0.46m-L.W.L.EL-0.02m)=EL 0.14m



図 1.2-34 解析モデル図(3号機東側断面)



表 1.2-5 基準地震動の加速度時刻歴波形

注\*:表中のグラフは各基準地震動の加速度時刻歴波形[縦軸:加速度,横軸:時間(s)]

液状化の評価対象として取り扱う埋戻土及び砂礫層の有効応力解析に用いる 液状化パラメータは,液状化試験結果(繰返し非排水せん断試験結果)に基づ き,地盤のばらつき等を考慮し,安全側に簡易設定法により設定した。

試験結果等から設定した解析上の液状化強度曲線を図 1.2-35に示す。

液状化パラメータ以外の解析用物性値についても, 簡易設定法を用いて設定 した。



(c) 評価結果

基準地震動Ss-Dによる3号機東側の残留変形量を図 1.2-36に示す。防 波壁より海側では、L型擁壁までのEL 8.5m 盤において、防波壁直下の改良地盤 と埋戻土の境界部を中心とした比較的大きな沈下が確認される。これは、地震 によるL型擁壁の海側への傾きに伴い、埋戻土が自立する改良地盤から海側へ 側方流動したことに起因するものである。

なお,解析条件については,以下のとおり安全側に設定する。

- 敷地内の地下水位については、防波壁より海側の地下水位を海水位に、防 波壁より陸側の地下水位を地表面に設定する。
- ・ 埋戻土の液状化強度特性は敷地全体のN値に基づく簡易設定法\*により設定する。

津波が浸水する EL 6.0m盤における沈下量は 0.04m程度であるが,海岸線か ら離れた EL 8.5m盤では改良地盤近傍で局所的に 1~2m程度の沈下が生じてい る。このため,側方流動による EL 6.0m盤から EL 8.5m盤全体の沈下量として は, EL 6.0m盤から EL 8.5m盤の埋戻土の各節点における沈下量を節点数で割っ た平均沈下量(0.33m程度)を考慮し,安全側に 0.35mとする。 注記\*:簡易設定法による液状化強度特性は,埋戻土の液状化試験結果(ロ ータリー式三重管サンプラー及び表層試料採取)による液状化強度 特性よりも十分保守的である。



c. 津波解析における沈下量の設定

津波解析における沈下は,沈下考慮範囲を対象とする(図 1.2-37)。また, 荷揚場は一部岩着し,沈下しない範囲もあるが,本検討では,安全側に荷揚場全 体が沈下する前提で検討を行い,護岸のパラペットについてもモデル化を行わな いこととする。なお,防波壁周辺については,地盤改良を実施していることか ら,沈下しないこととする。

液状化及び揺すり込みに伴う沈下量を相対密度の平均値から求まる沈下率 (2.5%)による 0.5mとしていたが,安全側にばらつきを考慮した相対密度から 求まる沈下率(3.5%)による 0.65mを採用し,側方流動による沈下量 0.35mを 加え,1mとした。



図 1.2-37 津波評価において沈下を考慮する範囲

d. 地盤変状を考慮した津波解析

a. ~c.を踏まえ,沈下量を安全側に1mと設定し,津波解析を実施した。
 基準津波1~6のケースを対象に基本ケース及び1m沈下させたケースを比較し、その差異を表 1.2-6に示す。また、最大水位上昇量分布を図 1.2-38に示す。

津波解析の結果,1m沈下させた場合,水位上昇側の施設護岸又は防波壁の水位 は、どのケースについても基本ケースと同じもしくは基本ケースの方が大きい。 また,水位下降側の2号機取水口の水位については全ケースで同じ水位となっ た。 以上より,地震による地形変化(地盤変状)は,入力津波を設定する際の影響 要因として考慮しない。

【水位上昇側]施設護岸又は防波壁*1【水位下降側] 2 号機取水口 (東)*2基本ケース (沈下無い)(A)次下有り1 m (別差異 (B-A) (次下無い)(A)基本ケース (沈下無い)(A)第差異 (B-A)基準津波1 (防波堤有り)+10.7m (+10.67m)+10.7m (+10.67m)0.0m (0.00m)-5.2m (-5.13m)-5.2m (-5.13m)0.0m (-0.00m)基準津波1 (防波堤無い)+11.9m (+11.85m)+11.9m (+11.85m)0.0m (+11.85m)-6.1m (-6.01m)-6.1m (-6.01m)0.0m (-6.01m)基準津波2 (防波堤有り)+9.0m (+8.93m)+9.0m (+8.92m)(-0.01m)-4.7m (-4.63m)-4.7m (-4.63m)0.0m (0.00m)基準津波3 (防波堤有り)-4.7m (+1.45m)-4.7m (-4.04m)0.0m (-4.04m)0.0m (0.00m)基準津波4 (防波堤有り)-4.7m (+11.45m)-4.3m (+11.45m)-4.3m (-4.25m)-4.3m (-4.25m)0.0m (-4.25m)基準津波5 (防波堤無い)11.5m (+11.45m)11.5m (+11.45m)0.0m (0.00m)-6.1m (-6.1m-6.1m (-6.1m0.0m (-0.0m)基準津波6 (防波堤無い)11.5m (+11.45m)0.0m (-4.00m)-6.1m (-6.1m-6.1m (-6.1m0.0m (-0.0m)								
基本方-ス (沈下無し)(A)洗下有り1 m (B)差異 (B-A)基本方-ス (沈下無し)(A)沈下有り1 m (B)差異 (B-A) (別基準津波1 (防波堤有り)+10.7m (+10.67m)+10.7m (+10.67m)0.0m (+10.67m)-5.2m (0.00m)-5.2m (-5.13m)0.0m (-5.13m)基準津波1 (防波堤無し)+11.9m (+11.85m)+11.9m (+11.85m)0.0m (-6.01m)-6.1m (-6.01m)0.0m (0.00m)基準津波2 (防波堤有り)+9.0m (+8.93m)+9.0m (+8.92m)0.0m (-0.01m)-6.1m (-6.01m)0.0m (0.00m)基準津波3 (防波堤有り)+9.0m (+8.93m)+9.0m (+8.92m)-4.7m (-0.01m)-4.7m (-4.63m)0.0m (-4.63m)基準津波4 (防波堤有り)-6.1m (+11.45m)-6.1m (+11.45m)-4.3m (-4.04m)-4.3m (-4.04m)0.0m (0.00m)基準津波5 (防波堤無し)11.5m (+11.45m)11.5m (+11.45m)0.0m (0.00m)-6.1m (-6.1m-6.1m (-6.1m0.0m (-6.08m)基準津波6 (防波堤無し)11.5m (+11.45m)11.5m (0.00m)0.0m (-6.08m)-6.1m (-6.1m0.0m (-6.08m)		【水位上昇側】施設護岸又は <u>防波壁*1</u>		【水位下降側】2 号機取水口 <u>(東)*2</u>				
基準津波1(防波堤有り)         +10.7m (+10.67m)         +10.7m (+10.67m)         +10.7m (0.00m)         -5.2m (0.00m)         -5.2m (-5.13m)         -5.2m (-5.13m)         0.0m (0.00m)           基準津波1(防波堤無し)         +11.9m (+11.85m)         +11.9m (+11.85m)         +11.9m (+11.85m)         0.0m (-6.01m)         -6.1m (-6.01m)         -6.1m (-6.01m)         0.0m (0.00m)           基準津波2(防波堤有り)         +9.0m (+8.93m)         +9.0m (+8.92m)         0.0m (-0.01m)         -4.7m (-4.63m)         -4.7m (0.00m)           基準津波3(防波堤有り)		基本ケース (沈下無し)(A)	沈下有り1 m (B)	差異(B-A)	基本ケース (沈下無し)(A)	沈下有り1 m (B)	差異(B-A)	
基準津波1(防波堤無し)       +11.9m (+11.85m)       +11.9m (+11.85m)       +11.9m (0.00m)       -6.1m (-6.01m)       -6.1m (-6.01m)       0.0m (0.00m)         基準津波2(防波堤有り)       +9.0m (+8.93m)       +9.0m (+8.92m)       0.0m (-0.01m)       0.0m (-4.63m)       -4.7m       -4.7m       0.0m (-4.63m)       0.0m (0.00m)         基準津波3(防波堤有り)       -       -       -4.7m       -4.7m       0.0m (-4.63m)       0.0m (-4.63m)       0.0m (0.00m)         基準津波4(防波堤有り)       -       -       -       -4.1m (-4.04m)       -4.1m (-4.04m)       0.0m (0.00m)         基準津波4(防波堤無し)       -       -       -       -4.3m (-4.25m)       -4.3m (0.0m       -4.3m (-4.25m)       0.0m (0.00m)         基準津波5(防波堤無し)       11.5m (+11.45m)       11.5m (+11.45m)       0.0m (0.00m)       -       -       -       -         基準津波6(防波堤無し)       11.5m (+11.45m)       11.5m (+11.45m)       0.0m (0.00m)       -       -       -       -       -       0.0m (-4.25m)       0.0m       -       0.0m       -       0.0m       -       0.0m       -       0.0m       0.0m       -       0.0m       0.0m       0.0m	基準津波1(防波堤有り)	+10.7m (+10.67m)	+10.7m (+10.67m)	0.0m (0.00m)	-5.2m (-5.13m)	-5.2m (-5.13m)	0.0m (0.00m)	
基準津波2(防波堤有り)       +9.0m (+8.93m)       +9.0m (+8.92m)       0.0m (-0.01m)       -4.7m       -4.7m       0.0m (0.00m)         基準津波3(防波堤有り)       -4.7m       -4.7m       -4.7m       0.0m       0.0m         基準津波4(防波堤有り)       -4.7m       -4.7m       -4.7m       0.0m         基準津波4(防波堤無し)       -4.7m       -4.1m       -4.1m       0.0m         基準津波5(防波堤無し)       -4.7m       -4.3m       -4.3m       -4.3m       0.0m         基準津波5(防波堤無し)       11.5m       11.5m       0.0m       -4.25m)       -4.25m)       0.0m         基準津波6(防波堤無し)       11.5m       11.5m       0.0m       -6.1m       -6.1m       -6.1m       0.0m         基準津波6(防波堤無し)       -50       -50       -6.1m       -6.1m       0.0m       0.0m	基準津波1(防波堤無し)	+11.9m (+11.85m)	+11.9m (+11.85m)	0.0m (0.00m)	-6.1m (-6.01m)	-6.1m (-6.01m)	0.0m (0.00m)	
基準津波3(防波堤有り)       -4.7m       -4.7m       0.0m         基準津波4(防波堤有り)       -4.7m       (-4.63m)       (-4.63m)       (0.00m)         基準津波4(防波堤有り)       -4.1m       -4.1m       -4.1m       0.0m         基準津波4(防波堤無し)       -4.1m       -4.1m       -4.1m       0.0m         基準津波4(防波堤無し)	基準津波2(防波堤有り)	+9.0m (+8.93m)	+9.0m (+8.92m)	0.0m (-0.01m)				
基準津波4(防波堤有り)       -4.1m       -4.1m       0.0m         基準津波4(防波堤無し)       -4.1m       (-4.04m)       (-4.04m)       (0.00m)         基準津波4(防波堤無し)       -4.3m       -4.3m       -4.3m       0.0m         基準津波5(防波堤無し)       11.5m       11.5m       0.0m       (-4.25m)       (-4.25m)         基準津波6(防波堤無し)       11.5m       11.5m       0.0m       -6.1m       -6.1m       0.0m         基準津波6(防波堤無し)	基準津波3(防波堤有り)				-4.7m (-4.63m)	-4.7m (-4.63m)	0.0m (0.00m)	
基準津波4(防波堤無し)     -4.3m     -4.3m     -4.3m     0.0m       基準津波5(防波堤無し)     11.5m     11.5m     0.0m     (-4.25m)     (-4.25m)     (0.00m)       基準津波6(防波堤無し)     11.45m     11.45m     0.0m     0.0m     -6.1m     -6.1m     0.0m       基準津波6(防波堤無し)     -6.1m     -6.1m     -6.1m     -6.1m     0.0m     (0.00m)	基準津波4(防波堤有り)				-4.1m (-4.04m)	-4.1m (-4.04m)	0.0m (0.00m)	
基準津波5(防波堤無し)       11.5m (+11.45m)       11.5m (+11.45m)       0.0m (0.00m)       -6.1m (-6.08m)       -6.1m (-6.08m)       0.0m (0.00m)	基準津波4 (防波堤無し)				-4.3m (-4.25m)	-4.3m (-4.25m)	0.0m (0.00m)	
基準津波6(防波堤無し) -6.1m -6.1m 0.0m (-6.08m) (0.00m)	基準津波5 (防波堤無し)	11.5m (+11.45m)	11.5m (+11.45m)	0.0m (0.00m)				
	基準津波6 (防波堤無し)				-6.1m (-6.08m)	-6.1m (-6.08m)	0.0m (0.00m)	

表 1.2-6 基本ケースと地盤変状を考慮したケースの水位比較

注記 \* 1:朔望平均満潮位+0.58m, 潮位のばらつき 0.14mを併せて+0.72mを考慮 \* 2:朔望平均干潮位-0.02m, 潮位のばらつき 0.17mを併せて-0.19mを考慮



図 1.2-38(1) 地盤変状の有無による最大水位上昇量分布の比較 (基準津波1(防波堤有り)及び基準津波1(防波堤無し))



図 1.2-38(2) 地盤変状の有無による最大水位上昇量分布の比較 (基準津波2(防波堤有り)及び基準津波5(防波堤無し))



図 1.2-38(3) 地盤変状の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波1(防波堤有り)及び基準津波1(防波堤無し))



図 1.2-38(4) 地盤変状の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波3(防波堤有り)及び基準津波6(防波堤無し))



図 1.2-38(5) 地盤変状の有無による最大水位下降量分布の比較 (基準津波4(防波堤有り)及び基準津波4(防波堤無し))

(4) 防波堤損傷に関する検討

島根原子力発電所では,輪谷湾に防波堤及び東防波堤を設置しており,これら防 波堤は,敷地周辺の地震により損傷する可能性は否定できないことから,防波堤の 状態による入力津波への影響の有無を検討する。検討にあたっては,津波高さと津 波高さ以外に区分して,実施する。

a. 検討結果

(a) 津波高さ

基準津波策定の際に,防波堤の有無により津波高さに有意な差を与えること を確認した(表 1.2-7,図 1.2-39)。

(b) 津波高さ以外(流況等)

発電所沖合については、防波堤の有無により流況の変化が認められない(図 1.2-40)。また、港湾内及び港湾外については、防波堤の有無により流況の変 化が認められる。(図 1.2-41)

表 1.2-7 防波堤の有無による最大水位上昇量の比較

検討対象 基準津波	防波堤	最大水位上昇量(m) 施設護岸又は防波壁
基準津波1	有り	+10.0 (+9.95m)
	無し	+11.2 (+11.13m)



図 1.2-39 防波堤の有無による最大水位上昇量分布の比較



最大流速分布(基準津波1 防波堤有り) 最大流速分布(基準津波1 防波堤無し) 図 1.2-41 港湾内及び港湾外の流況

(5) 津波による洗掘に関する検討

遡上域となる荷揚場はアスファルト又はコンクリートで地表面を舗装されてい る。文献\*によるとアスファルト部で8m/sの流速に対して洗掘の耐性があるとされ ている。遡上域の範囲(最大浸水深分布)を評価するため,地震による荷揚場周辺 の沈下及び初期潮位を考慮した津波解析を実施した。検討にあたっては,荷揚場付 近の浸水範囲が広い基準津波1(防波堤無し)を対象とした。図1.2-42に荷揚場 における最大浸水深分布図,図1.2-43に最大流速分布図,図1.2-44に流速が最 大(11.9m/s)となった地点における浸水深・流速時刻歴波形を示す。図1.2-44よ り,アスファルト部で耐性があるとされる8m/sの流速を越える時間は限定的である が,図1.2-43に示す8m/sの流速を越える地点付近についてはコンクリート舗装等 の対策工を行うことから洗掘は生じない。

注記\*:津波防災地域づくりに係る技術検討報告書,津波防災地域づくりに係る 技術検討会, p. 33, 2012



図 1.2-42 最大浸水深分布図(基準津波1(防波堤無し))





図 1.2-44 流速最大地点における浸水深・流速時刻歴波形

## (6) 津波評価条件

.

基準地震動Ss及び基準津波に伴う地形変化及び標高変化による影響の有無に関 する検討結果の一覧を表 1.2-8に示す。

表 1.2-8 基準地震動Ss及び基準津波による影響検討結果

影響要因		検討結果		
地震による 地形変化	斜面崩壊	<ul> <li>基準地震動Ssにより,防波壁両端部の斜面は崩壊しないことから,影響要因として考慮しない。</li> <li>防波壁両端部の地山以外の斜面崩壊を考慮した津波解析を実施し,斜面崩壊の有無による津波高さの差異が小さいことから,影響要因として考慮しない。</li> </ul>		
	地盤変状	<ul> <li>基準地震動Ssによる地盤沈下量を考慮した津波解析を実施し、沈下の有無による津波高の差異が小さいことから、影響要因として考慮しない。</li> </ul>		
	防波堤損傷	<ul> <li>津波高さについては、防波堤の有無によって差異があることから、影響要因として考慮する。</li> <li>津波高さ以外については、発電所沖合は防波堤の有無による最大流速分布に有意な差が認められないことから影響要因として考慮しない。一方、港湾内及び港湾外は最大流速分布に有意な差が認められることから、影響要因として考慮する。</li> </ul>		
津波による 地形変化	洗堀	<ul> <li>基準津波による遡上域の洗堀が生じないよう対策工を行うことから、影響要因として考慮しない。</li> </ul>		

以上の結果を踏まえ、入力津波設定において考慮する地形の条件は以下のとお り。

防波堤損傷に関する検討の結果,津波高さについては,防波堤の有無による 差異が認められることから,影響要因として考慮する。また,津波高さ以外 については,発電所沖合は防波堤の有無による最大流速分布に差異が認めら れないことから影響要因として考慮しない。一方,港湾内及び港湾外は最大 流速分布に差異が認められることから,影響要因として考慮する。 (参考資料1)防波堤の位置付け・モデル化

(1) 防波堤の位置付け

島根原子力発電所では,輪谷湾に防波堤及び東防波堤を設置している(図 1-1)。これら防波堤は,敷地周辺の地震により損傷する可能性は否定できないことか ら,津波影響軽減施設とせず,自主設備とする。基準津波 5,6 は自主設備である防 波堤の有無が基準津波の選定に影響が有ることから選定した。



(2) 防波堤のモデル化

防波堤の有無によるモデル化については、防波堤有り条件では、防波堤ケーソン,捨石マウンドをモデル化しており、防波堤無し条件では、防波堤ケーソン,捨 石マウンドを全て取り除いた状態で実施している(図 1-2)。なお、消波ブロック \*は、透過性を有するため、防波堤有り条件においては、安全側の評価となるよう消 波ブロックをモデル化しないものとしている。

また,消波ブロックをモデル化した場合の津波への影響を検討するため,東防波 堤の EL 4.9m~EL 1.8m 区間の消波ブロックをモデル化し,消波ブロックの透過率を 施工実績より算出し 50%と設定し,防波堤有り条件のうち,施設護岸又は防波壁で 最大水位上昇量を示した基準津波1を対象に実施した。

その結果,消波ブロックをモデル化した場合,消波ブロックをモデル化しない場 合と比較し,津波の敷地への影響は小さいことから,消波ブロックをモデル化しな

> 1.2-50 **53**

い津波解析は安全側の評価となることを確認した。水位の影響については,表 1-1 及び図 1-3 に示す。また,流向・流速の影響については,図 1-4 に示す。

注記\*:一般に消波ブロックは短周期の波浪に対する軽減効果を持つとされており、土木学会(2016)においても構造物(消波ブロック)が無いものとして取り扱うことが多いと記載されている。



表 1-1 消波ブロックのモデル化検討結果

		評価水位 (EL m)			
基準津波	消波ブロックの	上昇側	下降側		
	モデル化	施設護岸又は	2 号機	2号機	
		防波壁	取水口 (東)	取水口 (西)	
基準津波 1 (防波堤有り)	消波ブロックを モデル化	+10. 4	-4.8	-4.8	
	消波ブロックを モデル化しない	+10.5	-5.0	-5.0	



## 最大水位上昇量分布図 (消波ブロックをモデル化)



最大水位上昇量分布図 (消波ブロックをモデル化しない:基準津波1)

図 1-3 最大水位上昇量分布図比較



地震発生後190分(消波ブロックをモデル化しない)

図 1-4(1) 流向・流速分布図比較

1.2–53 **56** 



地震発生後191分(消波ブロックをモデル化しない)

図 1-4(2) 流向・流速分布図比較



地震発生後192分(消波ブロックをモデル化)



地震発生後192分(消波ブロックをモデル化しない)

図 1-4(3) 流向・流速分布図比較



地震発生後193分(消波ブロックをモデル化)



地震発生後193分(消波ブロックをモデル化しない)

図 1-4(4) 流向・流速分布図比較

4. 漂流物に関する考慮事項

4.1 設計に用いる遡上波の流速

- 4.1 設計に用いる遡上波の流速
  - (1) はじめに

津波による漂流物の漂流速度は,津波の流速に支配される。文献\*によると漂流 物の最大漂流速度は津波の浸水流速より小さくなっているが,安全側に漂流速度と して津波の流速を用いる。



図 4.1-1 浸水流速 v<sub>ts</sub>と最大漂流速度 v<sub>cdm</sub>の関係

注記\*:有川太郎,大坪大輔,中野史丈,下迫健一郎,石川信隆(2007):遡上津波による コンテナ漂流力に関する大規模実験,海岸工学論文集,第 54 巻, P846-850 (凡例は追記)

漂流物の衝突速度は、防波壁付近の流速に依存すると考えられるため、発電所近 傍の海域における流速により、漂流物の衝突速度を設定する。漂流物が各施設に衝 突する際の荷重の大きさは、基準津波来襲時の発電所近傍の海域における全方向最 大流速を抽出し、これに不確かさを考慮して、安全側の評価を実施する。全方向最 大流速は、各地点においてV<sub>x</sub>及びV<sub>y</sub>の流速時刻歴から全方向での流速が最大とな る時刻のものを抽出して求めた。また、防波壁は広範囲にわたるため、地点により 流速が異なるが、設計に用いる漂流物の衝突荷重として、安全側に発電所近傍の海 域における最大流速を用いる。

なお,設計に用いる遡上波の流速は,漂流物荷重の大きさは構造物に対して法線 方向の流速による影響が大きいため,本来は法線方向の速度値に着目するが,安全 側の評価を実施するため,ここでは全ての方向の流速ベクトルを含めた中での最大 流速の数値を切り上げた値を設定する。 (2) 日本海東縁部に想定される地震による津波における漂流速度

基準津波 1~6 のうち,日本海東縁部に想定される地震による津波である基準津波 1,2,3,5 及び 6 について,全方向最大流速の一覧を表 4.1-1 に,全方向最大流速 分布及び評価地点を図 4.1-2 に示す。

結果としては、日本海東縁部に想定される地震による津波における最大流速は 9.3m/s が抽出されたことから、安全側に 10.0m/s を日本海東縁部に想定される地震 に伴う津波による防波壁付近における 衝突荷重評価に用いる漂流速度として設定す る。

			防波堤 有無	全方向最大流速(m/s)		
No.	5. 波源			V <sub>x</sub>	V <sub>Y</sub>	全方向流速 ( <sub>√</sub> V <sub>x</sub> <sup>2</sup> + V <sub>Y</sub> <sup>2</sup> )
1		基準津波1	有り	-1.9	-9.0	9.3
2				7.9	-4.0	8.9
3				0.0	8.7	8.7
4				7.1	4.5	8.5
5			無し	0.0	-8.8	8.8
6				6.8	6.1	9.2
7				-1.7	-8.4	8.7
8	]   日本海			8.7	-2.4	9.1
9	東縁部	甘游法法	有り	0.0	8.2	8.2
10		金华沣波2		8.1	3.8	8.9
11		基準津波3	有り	6.3	2.0	6.7
12		基準津波5	無し	0.1	8.3	8.4
13				7.1	4.5	8.5
14				-2.5	-8.2	8.6
15		甘洗油油の	無し	-1.2	-8.2	8.3
16		奉华洋波0		5.6	5.9	8.2

## 表 4.1-1 基準津波来襲時(日本海東縁部)における全方向最大流速

注1:各ケースの全方向最大流速地点及び全方向流速が8.0m/s以上のコンターの高まりから評価地点を選定している。

2:切上げの関係で値が合わない場合がある。

3:日本海東縁部に想定される地震による津波における最大値を赤枠で示す。



注記\*:日本海東縁部に想定される地震による津波における最大値を赤枠で示す。

図 4.1-2(1) 基準津波1(防波堤有り,沈下無し) 全方向最大流速分布(全時刻)











(3) 海域活断層から想定される地震による津波における漂流速度

基準津波1~6のうち,海域活断層から想定される地震による津波である基準津波 4及び海域活断層上昇側最大ケースについて,全方向最大流速の一覧を表4.1-2

に,全方向最大流速分布及び評価地点を図 4.1-<mark>3</mark>に示す。

海域活断層から想定される地震による津波における最大流速は 5.8m/s が抽出され たことから,安全側に 6.0m/s を海域活断層から想定される地震に伴う津波による防 波壁付近における衝突荷重評価に用いる漂流速度として設定する。

表 4.1-2 基準津波来襲時(海域活断層)における全方向最大流速

			防波堤 有無	全方向最大流速(m/s)			
No.	No. 波源			V <sub>x</sub>	V <sub>Y</sub>	全方向流速 ( <sub>√</sub> V <sub>x</sub> <sup>2</sup> + V <sub>Y</sub> <sup>2</sup> )	
17		基準津波4	有り	4.7	3.2	5.7	
18	18 19 20 21		無し	1.4	5.6	5.8	
19				-0.8	-5.2	5.3	
20			有り	3.9	2.7	4.8	
21		最大ケース	無し	1.0	4.5	4.6	

注1:各ケースの全方向最大流速地点及び全方向流速が5.0m/s以上のコンターの高まりから評価地点を選定している。 2:切上げの関係で値が合わない場合がある。

3:海域活断層から想定される地震による津波における最大値を赤枠で示す。







図 4.1-3(2) 基準津波 4(防波堤無し,沈下無し) 全方向最大流速分布(全時刻)



全方向最大流速分布(全時刻)



(4) 荷揚場周辺における漂流速度

荷揚場周辺における浸水範囲が広い基準津波1(防波堤無し)について,浸水範囲 を安全側に設定するため,地震による荷揚場周辺の沈下(液状化及び揺すり込みに 伴う沈下量0.65mに側方流動による沈下量0.35mを加えた1mを一律に設定)及び初 期潮位(朔望平均満潮位EL0.58mと潮位のばらつきEL0.14m)を考慮した場合の荷 揚場周辺における最大浸水深分布及び流速を図4.1-4に示す。

結果として、荷揚場周辺に遡上した津波により最大流速 11.9m/s が確認されたこ とから、「4.5.2 津波に関するサイト特性」において発生要因について分析し、そ の結果を踏まえ、荷揚場周辺における漂流速度を設定する。



基準津波1 (防波堤無し, 1m 沈下)



各地点の流速評価結果							
Vx	Vx方向	Vy方向 最大流速 (m/s)	全方向最大流速(m/s)				
地点	地点 最大流速 (m/s)		Vx方向 流速	Vy方向 流速	全方向流速 (√Vx²+Vy²)		
1	-4.2	2.1	-4.2	1.9	4.6		
2	-4.0	2.5	-4.0	1.4	4.2		
3	-6.7	2.1	-6.7	-0.8	6.8		
4	-3.6	3.7	-3.2	3.4	4.6		
5	-3.6	3.8	-3.6	3.7	5.1		
6	-5.5	4.1	-5.5	2.7	6.1		
7	-11.8	3.4	-11.8	1.1	11.9		
8	-5.3	1.5	-5.3	1.3	5.4		
9	-5.9	1.9	-5.9	1.6	6.1		
10	4.8	-7.6	4.8	-7.6	9.0		
11	-8.9	2.5	-8.9	-1.2	9.0		
12	-2.7	5.1	-1.4	5.1	5.3		

(切上げの関係で値があわない場合がある)

図 4.1-4 基準津波1(防波堤無し,1m沈下)における 荷揚場周辺の最大浸水深分布及び流速(全時刻)

> 4.1–11 **71**

4.3 燃料等輸送船の係留索の耐力
4.3 燃料等輸送船の係留索の耐力

1. 概要

燃料輸送船及びLLW輸送船(以下,「燃料等輸送船」という。)は,来襲までに時間的 余裕がある津波の場合は緊急退避するが,来襲までに時間的余裕がない津波の場合は荷揚 場に係留することとなる。したがって,係留索の耐力(以下,「係留力」という。)につい て評価を実施する。

係留索については,船舶の大きさから一定の算式によって計算される数値(艤装数)に 応じた仕様(強度,本数)のものを有するように,日本海事協会(NK)の鋼船規則におい て定められている。

本書では、燃料等輸送船が備えている係留力及び津波による流圧力を石油会社国際海事 評議会 OCIMF (0il Companies International Marine Forum)刊行 "Mooring Equipment Guidelines"の手法を用いて算出し、係留索の耐力評価を行う。なお、同書は船舶の係留 方法・係留設備に関わる要求事項を規定するものであり、流圧力の評価については大型タ ンカーを主たる適用対象としているが、燃料等輸送船は大型タンカーと同じ1 軸船であ り、水線下の形状が類似しているため、同評価を燃料等輸送船に適用する。

2. 評価

(1)燃料等輸送船,係留索,係船柱及び係船環の仕様

燃料等輸送船及び係留索の仕様を表 4.3-1 に,係船柱及び係船環の仕様を表 4.3-2 にそ れぞれ示す。また,燃料輸送船の配置例及び係船柱,係船環の位置を図 4.3-1 に示す。係 留に当たっては,燃料輸送船の位置及び係留索の水平角を固定するため,船首側及び船尾 側に各 2 本ずつ(計 4 本)係留索を使用する。

LLW輸送船は燃料輸送船と同様に津波来襲時に荷揚場へ係留することとなるが、表 4.3-1に示すとおり輸送船仕様は燃料輸送船と同等である。また、係留索の仕様のうち耐 力評価に使用する係船機ブレーキカは燃料輸送船の値を上回っていることから、燃料輸送 船を代表に評価する。

(2)津波条件(流向,水位,流速)

来襲までに時間的余裕がなく,燃料輸送船を離岸できない海域活断層から想定される地 震による津波(基準津波4)を対象に津波条件を設定する。

海域活断層から想定される地震による津波(基準津波4)による荷揚場近傍の流向は, 図 4.3-2に例示するとおり,荷揚場に対する接線方向の成分が支配的となる。これに対 し,燃料輸送船は荷揚場と平行して接岸されることから,燃料輸送船の船首及び船尾方向 の流圧力に対する係留力について評価を実施する。

一方,海域活断層から想定される地震による津波(基準津波4)の荷揚場近傍における 水位及び接線方向成分の流速は,図4.3-3のとおりとなる。この図より,地震発生後,押 し波が5分程度継続した後,引き波に転じ約6分で第一波の最低点に達し,この時の流速 が最大の2.3m/sに達することが分かる。 なお,図4.3-3に示した津波の流速は,防波堤の損傷を想定した場合における流速で あり,防波堤の損傷を想定しない場合(防波堤健全の条件)でも,接線方向成分の流速 は,図4.3-4に示すとおり,流速条件は防波堤損傷状態における流速と同程度である。

(3)係留力

係留力の計算方法を表 4.3-3 に,計算結果を表 4.3-4,図 4.3-5 及び図 4.3-6 にそれぞれ示す。

(4)流圧力

流圧力の計算方法を表 4.3-5 に示す。また,前項で算出した係留力との比較結果を図 4.3-7 に示す。

3. 結論

津波(最大流速 2.3m/s) による流圧力に対し,係留力(約 23.1tonf,約 21.6tonf)が 上回ることを確認した。

百日		仕様					
	項日	燃料輸送船	LLW輸送船				
	総トン数	約 5,000 トン	約4,600トン				
	載貨重量トン	約 3,000t	約 3,000t				
	喫水	約 5m	約 5m				
	全長	100.0m(垂線間長:94.4m)	99.95m				
志 之 公 の	型幅	16.5m	16.5m				
鞩达加	形状	(図 4.3-1 参照)	_				
	船殼構造	二重構造	二重構造				
	船底構造	二重構造	二重構造				
	如八开山	船首楼・	船首楼・				
	加空	船尾楼付平甲板船	船尾楼付平甲板船				
	直径	60mm(ノミナル値)	60mm				
	素材種別	Polyethylene Rope Grade 1	ポリプロピレン/				
係留索			ポリエステル混紡				
	破断荷重	279kN(キロニュートン)	348kN(キロニュートン)				
		=28.5tonf	=35.5tonf				
	係船機ブレーキカ	28.5tonf×0.7≒20.0tonf	35.5tonf×0.7≒25.0tonf				

表 4.3-1 燃料等輸送船及び係留索の仕様

表 4.3-2 係船柱及び係船環の仕様

	項目	仕様				
係船柱 及び 係船環	形状	(図 4.3-1 参照)				
	ビット数, 位置	(図 4.3-1 参照)				
	係留状態	(図 4.3-1 参照)				
	強度	25t				



図 4. 3-1 燃料輸送船,係留索,係船柱及び係船環の配置



(地震発生後6分10秒後)

図 4.3-2(2) 基準津波 4 の流向



(地震発生後6分50秒後)

図 4.3-2(3) 基準津波 4 の流向



図 4.3-3 基準津波 4 の流速(荷揚場近傍)



図 4.3-4 防波堤健全時における基準津波 4 の流速(荷揚場近傍)

4.3-7 **79** 



<u> </u>	Bitt	Bitt mance[tonf]	係船柱	強度	25.0	25.0	25.0	25.0			
	[	Perform	Bitt	Load	20.0	20.0	20.0	20.0			
	係留力 前後		ן + ייידן	[ TIIO ]	3.8	19.7	19.3	1.9	船尾方向係留力 23.1	船首方向係留力	21.6
	索張力丁		[ J ~ ~ ~ ]	Γτυρη	20.0	20.0	20.0	20.0			
	係留角[deg]		β		48.3	-9.2	14.9	-65.9			
			θ		0.7	3.4	3.6	-0.1			
	[m] 为一个。 [m] 如此一个。 [m] 如此一个。		向人が	利ロシト	49.2	18.5	14.2	40.2			
	係船柱				B16	B3	B14	B17			
		市住地	杀俚洖		Line1	Line2	Line3	Line4			
	フェアリーダ				FL1	FL2	FL3	FL4			









4.3–10 **82** 



4. 3–11 **83** 

【流圧力計算式】	F <sub>xc</sub> :縦方向流圧力[kgf]				
$F_{M} = \frac{1}{2} \times C$ $\times c \times W^2 \times L$ $\times d$	Cxc: 縦方向流圧力係数				
$Fxc = \frac{1}{2} \times C_{xc} \times \rho_c \times v_c^- \times L_{pp} \times u$	(船尾方向:0.13,船首方向:0.08)*				
	V。: 流速[m/s] <mark>(=2.3 m/s)</mark>				
	L <sub>pp</sub> : 垂線間長[m] <mark>(=94.4 m)</mark>				
	d :喫水[m] <mark>(=5.4 m)</mark>				
	ρ <sub>c</sub> :水密度[kg・sec <sup>2</sup> /m <sup>4</sup> ]				
	$(=104.5 \text{ sec}^2/\text{m}^4)$				
	*下図より、船尾方向流圧力の算出には相				
	<mark>対流向角 0°~90°における最大値(絶対</mark>				
	値)を,船首方向流圧力の算出には相対流				
	向角 90°~180°における最大値(絶対値)				
	を用いて安全側に計算を行う				

表 4.3-5 流圧力の計算方法

(出典:係留設備に関する指針 OCIMF 刊行)



<sup>(</sup>出典: VLCC における風圧及び流圧の予測 OCIMF 刊行)



図 4.3-7 流圧力と係留力の比較

4.5 漂流物による衝突荷重

			目	次	1	今回提	出範囲	:			
Γ	4.5 漂济	<b></b>								 	1
L	4.5.1	衝突荷重を考慮する施設・設	備の	)選定					•••	 ••	1
L	4.5.2	津波に関するサイト特性 ・・・・	••••	••••						 ••• (	6
L	4.5.3	衝突荷重として考慮する漂流	物の	)選定						 · 1	9
	4.5.4	浮遊状態の漂流物による衝突	荷重	重の算算	定方法					 	
	4. 5. <mark>5</mark>	漂流物による衝突荷重の算定	にま	うける詞	設計上の	の配慮	につい	って・		 	
	4. 5. <mark>6</mark>	漂流物による衝突荷重の算定							•••	 • • •	

- 4.5 漂流物による衝突荷重
  - 4.5.1 衝突荷重を考慮する施設・設備の選定

津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備及びその他のうち,漂流物によ る衝突荷重を考慮する施設・設備については,各施設・設備の設置位置を踏ま えて,防波壁及び防波壁通路防波扉に加え,屋外排水路逆止弁前面の集水桝及 び漂流防止装置を選定した。

津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備及びその他として考慮する漂流防止装置の平面位置図を図4.5.1-1に,漂流物による衝突荷重を考慮する施設・設備の選定フローを図4.5.1-2に,選定結果を表4.5.1-1に,選定された施設・設備の設置概念図を図4.5.1-3に示す。

なお,屋外排水路逆止弁のうち,防波壁よりも陸側に設置及び地中に設置し ているものは漂流物による衝突荷重を考慮しないこととする。漂流防止装置 については,日本海東縁部の地震に想定される津波来襲時には,燃料等輸送船 を緊急退避させることから評価は実施しないこととし,海域活断層の地震に 想定される津波来襲時には,入力津波高さ以上の位置に設置されるため,漂流 物による衝突荷重を考慮しないこととする。



図 4.5.1-1 津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備及び その他の平面位置図



図 4.5.1-2 漂流物による衝突荷重を考慮する施設・設備の選定フロー

		· · · · · · · · 示 //L		人間主とい			
施設・設備			防波壁より も海側に設 置されてい るか	入力津波福 以深に設 されている	高さ 置 るか	地上(海中含む)に設 置されているか	評価 (衝突荷重の 考慮)
				日本海東縁	以深	地上	考慮する
	防波壁	(波返重力擁壁)	_	海域活断層	以深	(天端標高EL 15.0m)	考慮する
		防波壁		日本海東縁	以深	地上	考慮する
津	(多重	鋼管杭式擁壁)		海域活断層	以深	(天端標高EL 15.0m)	考慮する
改防護施 設	防波	壁(逆て擁壁)		日本海東縁	以深	地上 (天端標高 EL 15.0m)	考慮する
	1710			海域活断層	以上	—	考慮しない
	防波	辟诵路防波扉		日本海東縁	以深	地上 (天端標高 EL 15.0m)	考慮する
	101100			海域活断層	以上		考慮しない
	1 号機耳		敷地側		å		考慮しない
				日本海東縁	以深	地上	考慮しない*1
			7毋1則	海域活断層	以深	(下端標高 EL 3.0m)	考慮しない*1
	屋外	排水路逆止弁		日本海東縁	以深	lut, -t-	考慮しない
			御側	海域活断層	以深	地中	考慮しない
			敷地側				考慮しない
		防水壁	敷地側	_			考慮しない
浸	₽	水密扉	敷地側	—			考慮しない
水防	水槽	床ドレン逆止弁	敷地側				考慮しない
⊥L ⇒n		貫通部止水処置	敷地側				考慮しない
<sub>段</sub> 備		隔離弁,ポンプ 及び配管	敷地側			_	考慮しない
	A	防水壁	敷地側	—			考慮しない
	 	水密扉	敷地側	—		—	考慮しない
	ン 建	床ドレン逆止弁	敷地側				考慮しない
	物	貫通部止水処置	敷地側	_			考慮しない
		隔離弁, 配管	敷地側	_		—	考慮しない
	放水槽	放水槽 貫通部止水処置				_	考慮しない
津波監想	津波監視カメラ		敷地側	_		地上 (下端標高EL 15.0m)	考慮しない
· 祝 設 備	取	取水槽水位計			1	_	考慮しない
その	漂	流防止装置	海側	日本海東縁	以深	地上 (下端標高EL 6.0m)	* 2
他				海域活断層	以上		考慮しない

表 4.5.1-1 漂流物による衝突荷重を考慮する施設・設備の選定結果

注記\*1:屋外排水路逆止弁前面の集水桝の評価に考慮する。

\*2:日本海東縁部の地震に想定される津波来襲時には,燃料等輸送船を緊急退避させるため,機能維持に期待しないことから,評価を実施しない。



【防波壁(波返重力擁壁)】



【防波壁(逆T擁壁)】



図 4.5.1-3(1) 漂流物による衝突荷重を考慮する施設・設備の設置概念図

**KEY-PLAN** 



【防波壁(多重鋼管杭式擁壁)】 【屋外排水路逆止弁】





<u>D-D断面</u>





図 4.5.1-3(2) 漂流物による衝突荷重を考慮する施設・設備の設置概念図

- 4.5.2 津波に関するサイト特性
  - (1) 発電所周辺地形の把握

島根原子力発電所は,島根半島の中央部で日本海に面した位置に立地して いる。島根原子力発電所の周辺は,東西及び南側を標高150m程度の高さの 山に囲まれており,発電所東西の海沿いには漁港がある。島根原子力発電所 の周辺地形について,図4.5.2-1に示す。



図 4.5.2-1 発電所周辺の地形

 (2) 敷地及び敷地周辺に来襲する津波の特性(流速及び水位)の把握 敷地及び敷地周辺に来襲する津波の特性については,「4.1 設計に用いる 遡上波の流速について」及び「4.2.1.1 b. 敷地及び敷地周辺に来襲する 津波の特性の把握」に示すとおりである。

これらの特性のうち漂流物による衝突荷重の算定及び作用位置の設定に用いる内容を以下に示す。

- a. 漂流物による衝突荷重の算定に用いる流速
  - (a) 日本海東縁部に想定される地震による津波の最大流速
    日本海東縁部に想定される地震による津波における最大流速は,基準 津波1(防波堤有り)により9.3m/sが抽出されたことから,安全側に 10.0m/sを衝突荷重の算定に用いる漂流物の衝突速度として設定する。
     9.3m/sを抽出した基準津波1(防波堤有り)の全方向最大流速分布及び 評価地点を図4.5.2-2に示す。
  - (b) 海域活断層から想定される地震による津波の最大流速 海域活断層から想定される地震による津波における最大流速は,基準 津波4(防波堤無し)により5.8m/sが抽出されたことから,安全側に
     6.0m/sを衝突荷重の算定に用いる漂流速度として設定する。5.8m/sを 抽出した基準津波4(防波堤無し)の全方向最大流速分布及び評価地点 を図4.5.2-3に示す。



図 4.5.2-2 基準津波 1(防波堤有り,沈下無し) 全方向最大流速分布(全時刻)



図 4.5.2-3 基準津波 4(防波堤無し,沈下無し) 全方向最大流速分布(全時刻)

(c) 荷揚場周辺に遡上した津波による流速の扱い

「(a) 日本海東縁部に想定される地震による津波の最大流速」及び 「(b) 海域活断層から想定される地震による津波の最大流速」は,地震 による地盤沈下を考慮しない条件において発電所近傍の海域で最大流速 を抽出したものである。一方,荷揚場周辺の浸水範囲を安全側に評価す るため,地震による地盤沈下として防波壁前面を1m沈下させた条件で は,10m/sを超える流速(11.9m/s)が抽出されたことから,その発生要 因及び特性について分析を行った。

防波壁前面の沈下範囲を図 4.5.2-4 に,沈下範囲における最大浸水 深分布を図 4.5.2-5 に,沈下範囲における最大流速分布を図 4.5.2-6 に,最大流速発生時の水位変動,流向ベクトル及び浸水深を図 4.5.2-7 及び図 4.5.2-8 に示す。最大流速が抽出された箇所は,荷揚場の隅角 部から津波が遡上する地点であり,波が隅角部に集中して水位が上昇し た後,荷揚場へ押し波として遡上したことにより,西方向に卓越した大 きな流速(11.9m/s)が局所的に生じたものと考える。

この押し波による最大浸水深は 1.7m であり,その水位は EL 6.7m で あることから,地震による地盤沈下を考慮した敷地高さ(EL 7.5m)に 到達しない(図 4.5.2-9) ことを確認している。

以上の分析結果より,荷揚場周辺における最大流速(11.9m/s)が抽 出された押し波は,敷地高さ(EL 7.5m)に到達しないことを確認した ことから,衝突荷重を考慮する施設・設備への漂流速度として適用しな いが,荷揚場周辺における施設・設備等が滑動する可能性を検討するう えで用いる流速として適用する。



図 4.5.2-4 防波壁前面の沈下範囲



図 4.5.2-5 基準津波1(防波堤無し,沈下1m)による沈下範囲の最大浸水深分布



図 4.5.2-6 基準津波1(防波堤無し,沈下1m)による沈下範囲の最大流速分布





図 4.5.2-8 基準津波1(防波堤無し, 沈下1m)による地点A及び 地点Bにおける流速及び浸水深の時刻歴波形



【防波壁(逆T擁壁)】



- b. 漂流物による衝突荷重の作用位置の設定に用いる水位 以下に示す最高水位に高潮ハザードによる裕度(0.64m)を加えた津波 高さを考慮する。
  - (a) 日本海東縁部に想定される地震による津波の水位 水位上昇側の最高水位は、基準津波1(防波堤無し)のEL 11.9m(発生 時刻:約193分,潮位0.58m及び潮位のばらつき+0.14mを考慮)であり、 高潮ハザードによる裕度を加えたEL 12.6mとする。遡上域における基準 津波1(防波堤無し)の時刻歴波形を図4.5.2-10に示す。

## (b) 海域活断層から想定される地震による津波の水位

水位上昇側の最高水位は,海域活断層上昇側最大ケース(防波堤有り) の EL 4.2m(発生時刻:約6分30秒,潮位 0.58m 及び潮位のばらつき +0.14mを考慮)であり,高潮ハザードによる裕度を加えた EL 4.9m とす る。遡上域における海域活断層上昇側最大ケース(防波堤有り)の時刻歴 波形を図4.5.2-11に示す。なお,荷揚場(EL 6.0m)については,地震 による地盤沈下(1m)を考慮しても,海域活断層から想定される地震によ る津波は遡上しない。



最大水位上昇量分布図 (基準津波1,防波堤無し)



注:灰色の網掛けは最高水位地点の標高以下の範囲を示す。

図 4.5.2-10 遡上域における時刻歴波形(基準津波 1,防波堤無し)





最大水位上昇量 3.44m+朔望平均満潮位 0.58m+潮位のばらつき 0.14m≒EL 4.2m 施設護岸又は防波壁(海域活断層上昇側最大ケース,防波堤有り)

注:灰色の網掛けは最高水位地点の標高以下の範囲を示す。

図 4.5.2-11 遡上域における時刻歴波形(海域活断層上昇側 最大ケース,防波堤有り) 4.5.3 衝突荷重として考慮する漂流物の選定

「4.2 漂流物による影響確認について」における,漂流(浮遊)して施設 護岸又は輪谷湾に到達する可能性があると評価した漂流物及び発電所構内陸 域(荷揚場周辺)で滑動する漂流物の配置場所を整理(表 4.5.3-1)した上 で,衝突荷重として考慮する漂流物を選定した。

表 4.5.3-1 施設護岸又は輪谷湾に到達する可能性があると評価した漂流物及び発電 所構内陸域(荷揚場周辺)で滑動する漂流物

調査対象		漂流物	重量等	考慮する津波*1	到達形態
	海	作業船	総トン数:約10トン	海域	浮遊
	域	漁船	総トン数:約0.7トン	東縁,海域	浮遊
	陸域	荷揚場詰所 (壁材(ALC版))	_ (がれき化して漂流)	東縁	浮遊
発電所 構内		デリッククレーン試験用 ウエイト	約 22t	東縁	滑動
		変圧器・ポンプ制御盤	約 0.1t	東縁	滑動
		防舷材	約 1t	東縁	浮遊
		エアコン室外機	約 0.2t	東縁	滑動
		枕木	約 12kg	東縁	浮遊
発電所	海	漁船(500m以内(操業))	総トン数:3トン未満	東縁,海域	浮遊
構外	域	漁船(500m以遠(操業))*2	総トン数:約19トン*3	東縁,海域	浮遊

注記\*1:「東縁」は日本海東縁部に想定される地震による津波,「海域」は海域活断層から想定 される地震による津波を表す。

\*2:4.2の漂流物評価において施設護岸又は輪谷湾に到達しないと評価しているが,発電所 周辺漁港の漁船であることから抽出。

\*3:施設護岸から 500m 付近で操業するイカ釣り漁船(総トン数:10トン)を含む。

(1) 漂流物を考慮する範囲

漂流物による衝突荷重の設定においては、漂流物の配置場所が重要な要因 となるため、表 4.5.3-1 に示す漂流物について、配置場所の区分を行っ た。

日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)の流向・流速の 分析の結果,3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置で 5m/s以上の速い流速が確認されたことから,安全側に施設護岸から500m以 内にある漂流物は津波の第一波により漂流し,施設護岸又は輪谷湾に到達す る可能性があると考え,施設護岸から約500m以内の海域を「直近海域」と して区分する。また,発電所構内陸域(荷揚場周辺)で浮遊する漂流物の配 置場所については,施設護岸に到達することから,「直近海域」とする。 施設護岸から 500m 以遠については、日本海東縁部に想定される地震によ る津波(基準津波1)の流向・流速の分析の結果、ほとんどの海域において 流速は速くて 2m/s 程度であることから、この範囲にある漂流物は津波の第 一波により漂流し、施設護岸又は輪谷湾に到達する可能性は低いと考え、こ の範囲を「前面海域」として区分する。

発電所構内陸域(荷揚場周辺)の滑動する漂流物については,滑動して荷 揚場周辺の津波防護施設に到達する可能性があるため,発電所構内陸域(荷 揚場周辺)を「直近陸域」として区分する。

配置場所の区分を図 4.5.3-1 に示す。また,表 4.5.3-1 の漂流物の配置 場所の区分を整理した結果及び到達の有無を表 4.5.3-2 に示す。

なお,発電所周辺における津波来襲時の流況について考察すると,日本海 東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)は最大水位・流速を示す 時間帯が地震発生後約180分~200分であり,海域活断層から想定される地 震による津波(基準津波4)は,最大水位・流速を示す時間帯が地震発生後 約5分~7分である。最大流速は,いずれも施設護岸から500m以内の海域で 生じていることから,直近海域からの漂流物の影響が大きくなることが考え られる。



図 4.5.3-1 漂流物を考慮する範囲の区分

調査対象		到達する漂流物	重量等	考慮す	到達	配置場所	到達の <mark>方無</mark>
		11 SHE AN		る伴放	形態		1 悪
発電所 構内	海	作業船	総トン数:約10トン	海域	浮遊	直近海域	
	14 14	\h 40		東縁	東縁	古论治社	
	坝	漁船 総トン数:約0.7 トン		海域	孑觃	<b></b> 但	
		荷揚場詰所	—	東縁	浮游	直近海域	$\circ$
		(壁材(ALC版))	(がれき化して漂流)	>14104			
	陸域	デリッククレーン	約 22t	東縁	滑動	直近陸域	×
		試験用ウエイト					
		変圧器・ポンプ 制御盤	約 0.1t	東縁	滑動	直近陸域	×
		防舷材	約 1t	東縁	浮遊	直近海域	<mark>0</mark>
		エアコン室外機	約 0.2t	東縁	滑動	直近陸域	×
		枕木	約 12kg	東縁	浮遊	直近海域	0
		漁船		東縁	11		
発電所	海	(500m以内(操業))	総トン数:約3トン未満 	海域	浮近	直近海域	
構外	堿	渔船		東縁			
		(500m以遠(操業))	総トン数:約19トン	海域	浮遊	前面海域	

表 4.5.3-2 漂流物の配置場所の区分及び到達の有無
(2) 敷地形状を踏まえた衝突荷重として考慮する漂流物の選定

「表 4.5.3-2 漂流物の配置場所の区分及び到達の有無」及び敷地形状を 踏まえ,衝突荷重として考慮する漂流物の選定を行う。衝突荷重として考慮す る漂流物は,考慮する津波及び配置場所の区分毎に重量又は質量(以下,重量 等という),材質及び既往の衝突荷重算定式を踏まえて選定する。

a. 日本海東縁部に想定される地震による津波に伴う漂流物

日本海東縁部に想定される地震による津波における浮遊状態で到達する もののうち,漂流物の影響が大きくなることが考えられる配置場所が直近 海域で最大重量となる漂流物は,総トン数10トンの作業船であるが,津波 到達までに退避できるため,総トン数3トンの漁船となる。ただし,前面海 域の漁船については,操業区域及び航行の不確かさ(添付資料1参照)があ ることから,総トン数19トンの漁船を直近海域の漂流物として評価する。 したがって,漂流物の重量等及び材質を踏まえ,既往の衝突荷重算定式から 求めた衝突荷重を比較した結果,総トン数19トンの漁船を漂流物として選 定する(漂流物による衝突荷重の詳細は添付資料2参照)。

なお,直近陸域において地盤沈下を考慮した場合に局所的に大きな流速 (11.9m/s)が抽出されているが,津波高さ(EL 6.7m)が敷地高さ(EL 7.5m) に到達しない(図 4.5.2-11)ことから,漂流物(滑動)は漂流物による衝 突荷重を考慮する施設・設備に衝突しない。

b. 海域活断層に想定される地震による津波に伴う漂流物

海域活断層に想定される地震による津波における浮遊状態で到達するも ののうち,漂流物の影響が大きくなることが考えられる配置場所が直近海 域で最大重量となる漂流物は,総トン数 10 トンの作業船となる。ただし, 前面海域の漁船については,操業区域及び航行の不確かさがあることから, 総トン数 19 トンの漁船を直近海域の漂流物として評価する。したがって, 漂流物の重量等及び材質を踏まえ,既往の衝突荷重算定式から求めた衝突 荷重を比較した結果,総トン数 19 トンの漁船を漂流物として選定する(漂 流物による衝突荷重の詳細は添付資料 2 参照)。

なお,直近陸域における漂流物については,4.5.2 b.(b)に示すとおり, 津波が配置場所へ 遡上しないため選定しない。

海域活断層から想定される地震による津波による津波高さと防波壁(逆 T擁壁)及び防波壁通路防波扉の位置関係を図4.5.3-2示す。図に示すと おり,防波壁(逆T擁壁)及び防波壁通路防波扉は,地中又はEL8.5m以上 の地上に設置されていることから,海域活断層から想定される地震による 津波は到達しない。 以上より, 衝突荷重として考慮する漂流物は, 直近海域及び前面海域における総トン数 19 トンの漁船 (57t)を選定する。衝突荷重として考慮する漂流物 及び施設・設備を表 4.5.3-3 に示す。



注記\*:海域活断層から想定される地震による津波に高潮ハザードの裕度を加えた津波高さ

図 4.5.3-2 防波壁(逆T擁壁)及び防波壁通路防波扉と 海域活断層から想定される津波による津波高さの概念図

> 4.5-24 **111**

表 4.5.3-3 衝突荷重として考慮する漂流物及び施設・設備

	衝突1	荷重とし、	て考慮す	-る漂流物				便	突荷重を考慮する施設・設	備	
11	Ą		4 1 1 1	子 子 女 子	漢流	141 141 141		防波壁			
<b>御</b> 笑するり爬性 のある漂流物	里重 (t)	材質	到 影 続	対業律波 【津波高さ】	速度 (m/s)	创期 配置	波返重力擁壁	逆丁擁壁	多重鋼管杭式擁壁	防波壁通路防波扉	库外排水路地止开 前面集水桝
				日本海東緑		直海近域	0	0	0	0	0
漁船	С И	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	并	[EL 12.6m]* <sup>1</sup>	10.01	這 海 減	0	0	0	0	0
(続トン教19トン)	0.76		近	海域活断層	c u	直海近域	0	~~ * 	0	ი * 	0
				[EL 4.9m]* <sup>2</sup>	0.0	前 海 波	0	* *	0	*3	0
注記*1:基準津波	<b>ミ</b> 1の入力	7津波高	さEL 11	-9mに高潮ハザー	-ドの裕!	度を加え	た津波高さ。				

\*2:海域活断層上昇側最大ケースの入力津波高さEL 4.2mに高潮ハザードの裕度を加えた津波高さ。

\*3:防波壁(逆T擁壁)及び防波壁通路防波扉は地中又はEL 8.5m以上の地上に設置されていることから、津波高さがEL 4.9mである海域活断層から想定される地震による津波は到達しない ため、漂流物は衝突しない。

4.5–25 **112** 

添付資料1

#### 島根原子力発電所の周辺海域で操業する漁船について

1. はじめに

津波防護施設の設計においては、漂流物の衝突荷重を適切に設定するため、津波防護施 設に考慮する対象漂流物を適切に選定する必要がある。ここでは、島根原子力発電所の周 辺海域の漁業権の区分等及び漂流物調査における操業状況を踏まえ、対象漂流物を設定す る。

2. 漁業の種類

漁業については、表1に示すとおり、3つの種類がある。島根原子力発電所周辺においても、それぞれの種類に応じた漁業が営まれており、以降にそれぞれの種類毎の操業状況等を示す。

許可漁業		漁業法,水産資源保護法,農林省令,都道府県規則などにより, 農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むこと ができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。 なお,島根原子力発電所周辺では,大臣許可漁業である「沖合 底びき網漁」,知事許可漁業である「小型機船底びき網漁」及び 「イカ釣り漁」が営まれている。
	<ul><li>(1) 区 画 漁業</li></ul>	漁業権に基づく漁業であり、「漁業権」とは、一定の期間、一定 の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利のこと。漁業 権は、都道府県知事の免許によって設定される。区画漁業、定置
漁業権漁業 (免許漁業)	(2) 定 置 漁業	<ul> <li>網漁業,共同漁業に分類される。</li> <li>なお,島根原子力発電所周辺における共同漁業では,第1種共</li> <li>同漁業(あわび)とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業)第2</li> </ul>
	(3) 共同 漁業	種共同漁業(雑魚小型定置漁業,ばいかごづけ漁業等)が営まれ ている。
自由漁業		免許や許可を要しない漁業であって,水産資源の保護培養上, 漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業,延縄 (はえなわ)漁業などの漁業。

表1 漁業の種類とその説明

### 3. 許可漁業

島根原子力発電所周辺では、大臣許可漁業である「沖合底びき網漁」、知事許可漁業である「小型機船底引き網漁」及び「イカ釣り漁」が営まれている。

これらは,指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び島根県漁業調整規則に基づき 操業区域及び使用する漁船の総トン数に制限が課せられている。それぞれの許可漁業の詳 細を表2に示す。

<u></u>	损类制阻效		操業状況	
計り儒未	探未削胶寺	漁港	総トン数	操業区域
沖合底びき網 漁	・総トン数 15 トン以上 ・海岸から 5 海里 (約 9km) 以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン	
小型機船底び き網漁	・総トン数 15 トン未満 ・海岸から 5 海里 (約 9km) 以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン未満	図 1
イカ釣り漁	<ul> <li>・総トン数 10 トン以上の 漁船は海岸から 10 海里 (約 18.5km)以内におけ る操業禁止</li> <li>・制限される操業区域(以)</li> </ul>	片句漁港	5 トン未満 8 トン未満 10 トン未満	⊠ 2 − 2
	ト, 操業制限区域とい う)を図2-1に示す。	恵曇漁港	19 トン	
ずわいがに漁	・総トン数 10 トン以上	恵曇漁港	15 トン	_
すくい網漁	<ul> <li>・総トン数 10 トン未満</li> </ul>	片句漁港 恵曇漁港	10 トン未満	_

表2 島根原子力発電所周辺で営まれる許可漁業



(漂流物調査における操業状況)





イカ釣り漁(総トン数10トン以上)



マンゴリ(点(総トン数10トン木両)
 図2-2 イカ釣り漁の操業区域(漂流物調査における操業状況)

#### 4. 漁業権漁業(免許漁業)

都道府県知事の免許によって設定された漁業権に基づき,島根原子力発電所周辺において は、区画漁業,定置漁業,共同漁業が営まれている。周辺漁港への聞取りにより調査した免 許漁業の操業状況を表3に,操業区域を図3に示す。

(1) 区画漁業

一定の区域において養殖業を営む権利であり、島根原子力発電所周辺ではわかめ養殖 が営まれている。免許存続期間は5年である。

(2) 定置漁業

漁具を定置して営む漁業で身網の設置水深が27m以上(以深)のものを営む権利であり、島根原子力発電所周辺では、定置網漁が営まれている。免許存続期間は5年(一部10年)である。

(3) 共同漁業

一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利であり,漁業権を管理する地 元漁協にのみ免許される。島根原子力発電所周辺では、第1種共同漁業(あわび、とこ ぶし、いわのり、うに等の採取漁業)、第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業、ばいかごづ け漁業等)が営まれている。免許存続期間は10年である。

			操業状況			
漁	<b>養権漁業</b>	操業制限等	漁港	総トン数	操業区域	
区画漁業	わかめ養殖		片句漁港	1 トン未満		
<b>它</b> 罟渔丵	完置網海	・定められた区	恵曇漁港	19 トン 10 トン		
<b>元</b> 固[[]未	之 固 刑 1 示	画に対し,特 定の漁業を営	御津漁港	12 トン未満		
	サザエ網・ カナギ漁	む漁業権が設 定 ・ 漁業 ・ 漁業 た	片句漁港	1 トン未満	図 3 - 2 図 3 - 3	
共同漁業	サザエ網・ 採貝藻漁 かご漁・ ぶりはまち固定 式さし網漁		御津漁港	1 トン未満       2 トン未満       3 トン未満		

表3 島根原子力発電所周辺で営まれる漁業権漁業



図3-1 漁業権漁業の漁業権設定区域 (島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく区域)



図3-2 ぶりはまち固定式さし網漁業の漁業権設定区域 (島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく区域)



<sup>(</sup>漂流物調査における操業状況)

5. 自由漁業

自由漁業は、免許や許可を要しない漁業であって、水産資源の保護培養上、漁業の調整 上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄(はえなわ)漁業などの漁業であり、 島根原子力発電所周辺では、一本釣り漁業が営まれている。周辺漁港への聞取りにより調 査した自由漁業の操業状況を表4に、操業区域を図4に示す。

	÷ • • •			1.1.1.1.1.1.1	
百日	日石	揭光知阳竺		操業状況	
	日印	傑美利胶寺	漁港	総トン数	操業区域
		ー (免許や許可を要	御津漁港	1 トン未満	
自由漁業	一本釣り漁	しない漁業であ り,操業区域に 制限はない)	片句漁港	約 10 トン	図 4

表4 島根原子力発電所周辺で営まれる自由漁業



(発電所沖合で操業する一本釣り漁)



図4 一本釣り漁の操業区域(漂流物調査における操業状況)

### 6. 対象漂流物とする漁船及び不確かさ

対象漂流物とする漁船は、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸に到達する 可能性があると考え(添付資料36参照),許可漁業,漁業権漁業及び自由漁業のうち,島 根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業状況を踏まえ設定する。また,設定した漁 業の種類毎に,漁業法の制限等を踏まえて島根原子力発電所の周辺海域における操業の不 確かさを検討した。 島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況を表5に,対象漂流物とする漁船及びその不確かさを表6に示す。

操業区域の不確かさとして,総トン数10トンのイカ釣り漁漁船は,発電所周辺において 操業制限はないため,施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できず,また,漁船 の航行の不確かさとして,漁船の航行については制限がないため,周辺漁港の漁船の最大 の総トン数19トンの漁船が施設護岸から500m以内を航行する可能性は否定できない。以 上より,不確かさを考慮した設計条件として,総トン数19トンの漁船を考慮する。

(1)許可漁業

漂流物調査結果(操業状況)では,輪谷湾外の施設護岸から 500m 付近でイカ釣り漁 漁船(総トン数 10 トン未満)が操業及び航行することが確認されている。また,発電 所から 1 km 以遠で沖合底びき網漁漁船(総トン数 15 トン)及び小型機船底びき網漁漁 船(総トン数 15 トン未満)が操業及び航行することを確認した。

許可漁業の操業区域及び操業制限を確認した結果,操業区域が発電所近傍にあるため,総トン数10トン未満のイカ釣り漁の漁船が輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業及び航行する可能性がある。また,総トン数10トン以上の漁船については、海岸から5海里(1海里:約1.85km)以内における操業が禁止されているが,航行については制限がなく,施設護岸付近で航行する可能性がある。

(2) 漁業権漁業(免許漁業)

漂流物調査結果(操業状況)では、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業及び 航行するわかめ養殖漁、かご漁、サザエ網・カナギ漁漁船が確認されたが、いずれも 総トン数3トン未満の漁船である。また、発電所から1km以遠で総トン数10トン以 上の定置網漁漁船が操業及び航行することを確認した。

定置網漁業は発電所から1km以遠において漁業権設定区域が設定されているが,航行については制限がなく,施設護岸付近で航行する可能性がある。区画漁業及び共同 漁業は輪谷湾内外の施設護岸から500m以内に操業区域が設定されており,総トン数 の制限もないが,漁業の特徴から総トン数10トン以上の漁船が操業する可能性は十 分に小さい。

(3) 自由漁業

漂流物調査結果(操業状況)では,施設護岸から500m以内で操業及び航行する一本 釣り漁漁船が確認されたが,いずれも総トン数1トン未満の漁船である。また,発電 所から1km以上離れた沖合で操業及び航行する総トン数10トンの一本釣り漁漁船を 確認した。

自由漁業は免許や許可を要しない漁業であって,操業区域や総トン数に制限はない が,代表的な一本釣り漁については,漁業の特徴から,総トン数5トン前後の漁船に よる操業が一般的である。従って,周辺の漁協で操業する一本釣り漁漁船の最大(総 トン数10トン未満)を考慮する。

	補資	総トン数の制限:①-1 操業区域の制限:①-2	総トン数及び 操業区域の制限:②	総トン数及び 総トン数及び	採来区域の間段:⑥	総トン数及び 操業区域の制限:④	総トン教及び 操業区域の制限: ⑤
でび操業状況(1/2)	操業の不確かさ*	・考慮不要 (5	・考慮不要 (5	・発電所周辺において操業制限はな いため,総トン数10トン未満の漁 船が,輪谷湾内の施設護岸から 500m以内で操業する可能性は否定 できない	・考慮不要 (総トン数 10 トン以上の漁船は 10 海里(約 18km) 以内における操業 が禁止されている)	・発電所周辺において操業制限はな いため、総トン数 15 トンの漁船 が、輪谷湾内外の施設護岸から 500m以内で操業する可能性は否定 できない	・発電所周辺において操業制限はな いため、総トン数 15 トンの漁船 が、輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業する可能性は否定 できない
域における漁船の操業制限及	島根原子力発電所周辺の操業状況	総トン数 15 トン (発電所から 1 km 以遠で操業及び 航行する)	最大総トン数 15 トン未満 (発電所から 1 km以遠で操業及び 航行する)	最大総トン数 10 トン未満 (輪谷湾外の施設護岸から 500m 付 近で操業及び航行する)	最大総トン数 19 トン (発電所から 1 km 以遠で操業及び 航行する)	発電所周辺における操業実態はな い (恵曇漁港の総トン数 15 トンの 底引き網漁漁船が許可を有してい る)	発電所周辺における操業実態はない い (総トン数 10トン未満の漁船 が,発電所から1㎞以遠で操業 及び航行する)
#根原子力発電所の周辺海	操業制限等	・総トン数は 15 トン以上 ・ 5 海里(約 9 km) 以内での 操業禁止	・総トン数は 15 トン未満 ・ 5 海里 (約 9 km) 以内での 操業禁止	・総トン教と操業制限区域が 定められている (総トン数 10 トン以上の漁	船は 10 海里(約 18km)以内 における操業禁止)	・総トン数は 10 トン以上 ・操業制限区域が定められ ている (発電所近傍で操業可能)	・総トン数は 10 トン未満 ・操業制限区域が定められ ている (発電所近傍で操業可能)
表 5		・沖合底び き網漁	・小型機船 底びき網漁	・ イ カ 釣 り *	R.	・ずわいがに追	・すくい緒
	漁業の種類		漁業法,水産資	演保護法, 農林省 令, 都道府県規則 などにより, 農林 水産省大臣または 都道府県知事が許 可しなければ喧む	ことができない漁業。大臣許可漁業 業。大臣許可漁業 と知事許可漁業に 大別される。 たち、島都商子	力発電所では、 本 の 成 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
					計 漁		

注記\*:漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさ

	補足資料	漁業権設定区域:⑥	漁業権設定区域:⑦		漁業権設定区域:⑧		I	
もび操業状況(2/2)	操業の不確かさ*1	・考慮不要 (総トン数の制限はないが,漁業権設定区域 が定められており,施設護岸から 500m 以 内で操業することはない)	<ul> <li>・発電所周辺において操業制限はないため、 輪谷湾内外の施設護岸から 500m以内で操業 する可能性は否定できないが、漁業の特徴 から、0.7~0.8トン*2の漁船で操業するの が一般的であり、総トン数10トン以上の漁 船で操業する可能性は十分に小さい</li> </ul>	・発電所周辺において操業制限はないため、 輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業	9 る PillElはにはた こさんどか,原来の44歳 から,小型の船*3による操業が一般的であ り,総トン数 10 トン以上の漁船で操業する 可能性は十分に小さい	・総トン数に制限はないが,代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から,総トン 数5トン前後**4の漁船による操業が一般的 数5トン前後**4の漁船による操業が一般的	、めの, 肉心の原面、味来り。 本的の底 の漁船の最大を考慮する ・ 操業制限区域が定められていないため, 施 設護岸付近で操業する可能性は否定できな い	旧 より 光協会 IF より
おける漁船の操業制限及	島根原子力発電所周辺の操 業状況	最大総トン数 19 トン (発電所から 1 km 以遠で操 業及び航行する)	最大総トン数1トン未満 (輪谷湾外の施設護岸から 500m付近で操業及び航行す る)	最大総トン数3トン未満 (輪谷湾内の施設護岸から 500m以内で操業及び航行す る)	発電所周辺における操業実態はない 能はない (御津漁港の総トン数3ト ン未満かご漁漁船が免許を 有している)	最大総トン数1トン未満 (輪谷湾内の施設護岸から 500m付近で操業及び航行す る)	最大総トン数 10 トン (発電所から 1 km 以遠で操 業及び航行する及び航行 する)	*2:島根県1 5日 より *4:隠岐観う
発電所の周辺海域に	操業制限等	・漁業権設定区域が定 められている ・総トン数に制限はな い	・漁業権設定区域が定 められている ・総トン数に制限はな い	・漁業権設定区域が定 められている ・総トン数に制限はな い	・漁業権設定区域が定 められている ・総トン数に制限はな い	・操業区域が定められ	・総トン数に制限はない	約っさ 究機構 水産研究本音
島根原子力		・定置網漁	<ul> <li>わかめ養 殖漁</li> </ul>	・かご漁, サザエ 網・カナ ギ漁等	<ul> <li>ぶり・は</li> <li>まち固定</li> <li>式刺網漁</li> </ul>	и <del>цу +</del>	) A A	区域の不确 室総合研
表 5 -	漁業の種類	第一部の前部である。	許によって設定され、 る漁業権に基づく漁業。 なお、島根原子力 路電所周辺の共同漁業では、第1種共同 総書、第1種共同 総書、たし、第1種共同	(編業、0870)、 C C ぶし、いわのり、 づ に等の採取漁業)、第 2 種共同漁業(雑魚 小型だ醋漁業」ばい	かごつけ漁業等) が 営まれている。	免許や許可を要し ない漁業であって, 水産資源の保護培養 上,漁業の調整上と	くに問題とならない 一部の一本釣り漁 業,近縄(はえな わ)漁業などの漁業 が該当する。	の総トン数及び操業 独立行政法人 北海道
		(1)定置 漁業	(2) 区画 漁業	II + \c/	回光 演 業		自由漁業	*1:漁船 *3:地方
			漁業権物	原業				記

自相国子力務重託の周辺準続における海蛇の構業制限及び構業化に「3 / 9)

津波防護 施設	基本とする設計条件	対象漂流物の不確かさ	不確かさを考慮した 設計条件
輪谷湾内 に 面 す る 津 波 防 護 施 設	総トン数3トンの漁船 (輪谷湾内の施設護岸か ら500m以内で操業するか ご漁漁船)	<ul> <li>・漁船の操業区域の不確</li> <li>かさ:</li> <li>発電所周辺において操</li> <li>業制限はないため,総ト</li> </ul>	
<ul><li>外海に面</li><li>する津波</li><li>防護施設</li></ul>	総トン数 10 トンの漁船 (輪谷湾外の施設護岸か ら 500m 付近で操業するイ カ釣り漁の漁船)	<ul> <li>ン数10トンのイカ釣り漁</li> <li>漁船が施設護岸から 500m</li> <li>以内で操業する可能性は</li> <li>否定できない</li> <li>・漁船の航行の不確かさ:</li> <li>漁船の航行については</li> <li>制限がないため,周辺漁</li> <li>港の漁船の最大の総トン</li> <li>数19トンの漁船が施設護</li> <li>岸から 500m以内を航行す</li> <li>る可能性は否定できない</li> </ul>	総トン数 19 トンの漁 船

表6 対象漂流物(漁船)の設計条件

別紙1

各漁業の操業制限に関する根拠資料

(沖合底びき網漁)

①-1 漁業法第五十八条第一項

第五十八条 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五 条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水 産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、 当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をす べき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数 (母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しく は操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別 の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければなら ない。

①-1 農林水産省告示第九百八十一号「漁業法第五十八条第一項の規定に基づく沖合底引き網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間」(平成十四年四月二十二日)

- 許可又は起業の認可をす	べき船舶の総ト、	レ数別及び操業区域別の隻数より	一部抜
---------------	----------	-----------------	-----

招茶区哶	海業の专注	総ト	ン数	隹粉	叱国夕
探未凶域	儒業の力仏	旧トン数	新トン数	支奴	191/官/口
(三十七)操	一そうびき	一五トン以	一五トン以	<u> </u>	()
業区域の		上五〇トン	上七六トン		
38、41 及び		未満	未満		
26		一五トン以	一五トン以	七	()
		上六五トン	上九六トン		
		未満	未満		
(三十九)操	一そうびき	一五トン以	一五トン以		
業区域の 43	又は二そう	上六五トン	上九六トン		
	びき	未満	未満		

備考

1 この告示において、「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手 された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕 (船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項の 特定修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」と は、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。 2 総トン数の欄に掲げる総トン数の区分ごとの隻数のうちには、当該区分のうち旧ト ン数の区分を超える旧トン数の船舶であって、当該船舶の総トン数から現に当該船舶 について受けている沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可(当該船舶についてのこ の告示に係る許可又は起業の認可の申請が漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号) 第一条の五第二項、第一条の七第一項若しくは第二項又は第一条の八の適用を受ける 場合には、従前の許可又は起業の認可)の制限又は条件により補充トン数として使用 し得ないこととされているトン数に〇・〇一トンを加算したトン数を控除して得たト ン数が当該区分に属するものについて許可又は起業の認可をすべき隻数を含むものと する。 別記一操業区域より一部抜粋

41 北緯三十五度十一秒の線、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に 至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経百二十九度五十九分五十二秒の 線及び東経百二十八度二十九分五十二秒の線により囲まれた海域
43 島根県出雲市日御碕灯台正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両 線間における海域

①-2 昭和三十八年農林省令第五号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」
 第三章 指定漁業の制限及び取締り等

(操業制限)

第十七条 指定漁業者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上欄に掲げる指定漁 業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期間又は特定の区域若しくは期 間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の漁法によつてする操業若しく は特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置に違反して当該指定漁業を営 んではならない。

別表第二(第一七条関係)より一部抜粋

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一 次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止す
	る。
	(21)島根県出雲市日御碕突端正北五海里の点
	(22)島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点

(小型機船底びき網漁)

 ②「水産課長専決漁業許可等の取扱方針(令和2年12月)」(島根県農林水産部水産課) より一部抜粋

_	_			
2		漁業種類	手綠第一種漁業(機船手綠網漁業)	
小型機船底びき		許起可きの漁数 マのす船又る が等はの 漁数	※定めなし	
網漁業		船舶の総 トン数	現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあっては、許可又 は起業の認可を受けた際の総トン数	15トン未満 (漁業の許可 及び取締り等 に関する省令 第70条第2 項)
	制限	推進機関 の馬力数	現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあっては、許可又 は起業の認可を受けた際の馬力数	
	措置		許可等の申請者が住所又は事務所を有する地区の沖合海面とす る。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。 [石見地区] 出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根・山口両県界か ら正北西の線との両線間における島根県沖合海面 [出雲地区]	
	弅	\$件	(5)大田市大岬と隠岐郡三度埼とを結ぶ線と、出雲市大社町日 御碕灯台から正北の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれ た海域においては、毎年3月1日から5月31日まで及び9月1 日から9月30日までの期間に操業してはならない。	ι I
			<ul> <li>〔出雲地区〕</li> <li>(3)大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から、益田市高島北端と出雲市日御碕突端を結ぶ線と大田市・と雲市界から正北西の線との交点、同点と出雲市日御碕突端を結ぶ線上同突端から5海里の点、同突端正北5海里の点、松江下多古鼻正北5海里の点を経て鳥取県鳥取市長尾鼻に至る線内の海域において操業してはならない。</li> <li>(4)大田市大岬と隠岐郡三度埼とを結ぶ線と、同埼と松江市地蔵崎とを結ぶ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海城においては、毎年3月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの期間に操業してはならない。</li> </ul>	出吉行り
				1

(いか釣り漁)

③「松江水産事務所長専決海面漁業の許可等の取扱方針(平成29年7月)」(島根 県松江水産事務所)より一部抜粋

海粪名	II B	(1) (大) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	做業
8小型いか約海	清賞調査	小型いか範領堂(県内船)	ич <u>—</u>
業	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
	協業期間	5月1日から翌年4月30日まで	
		<ul> <li>・総約数10N字法の許可必約にあっては</li> </ul>	
		1 指定海難の許可及び取締の第に関する省合(昭和38年慶林省会	
		第5号)別表第2いか約り漁業の頂の1の口からしに掲げる	
		湿鬱 登山区域においては、18灯を招える塩色灯を使用してはなら	
•		ない。	
		2 鳥根・川口両県界(以下「県界」という。)から夏方位の度の線、県	
		界から直方位315度の線及び指定漁業の許可及び取締り等に関する	
		省令(昭和38年幕林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の頃の	4
		1の口からリに掲げる操業禁止区域線によって囲まれた海域における	
,		光力制限は次のとおりとする。(図面参照)	
		①県界から距岸10海里以内の海域においては、周年10キロワット	
		以下とする。	
		②県界から真方位315度の線と同線の北東3海里に同線と平行に引いた線	
	· ·	との両線間における海域(①の海域を除く)においては、	
		周年10キロワット以下とする。	
		③以下ア及びイの海域においては、毎年4月15日から11月14日	
		までにあっては10キロワット以下、その他の期間にあっては36	
		キロワット以下とする。	
		ア県界から真方位315度の線の北東3海里に同線と平行に引い	
		た線と山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合20海	
		里の線により囲まれた海域。	
		イ 県界から真方位315度の線の北東3海里に平行に引いた線、	
		県界から莫方位337、5度の線、県界から10海里の線及び	'
		県界から15海里の線により囲まれた海域。(アの海域を除く) の月田から東方は227 5度が増い汚ったはなった。の、のみびつ	
		の保介から貴方位337、5度の線以四の用以のうち、①、②及び③	
		以外の海域においては、周年36キロワット以下とする。	
		・総約数10000との時可能触にあっては	
		1 船橋両側に次の様式により許可番号を表示しなければならない。	
	制限マは条件	50cm	
		20m <u>島小いか第000号</u> (日地に黒文字)	
		2 歳大宮朔時海岸線から10海甲以内の海域では爆業してはならない	
		3 指定通業の許可及び取締的等に関する省合(昭和38年業本省合	
		第5号)別売第2いか約り海業の頂の1の口からりに掲げる	
		爆業禁止区域においては、18灯を招える集角灯を	
		使用してはならない。	
		<b>4 粤根・山口雨喧鬼(以下「喧鬼」という。)から10海里の線、寛方</b>	
		位337~5度の線、県界から直方位315度の線及び指定演業の	
		取締り等に関する省合(昭和38年書林省令第5号)別表第2	
		いか釣り海業の頂の1の口からリに掲げる操業禁止区域線	
		によって囲まれた海域における光力制限は次のとおりとする。(図面参照)	
		①県男から直方位315度の線と同線の北東3海里に同線と並行に引いた	
		線との両線問における海域においては、自住10キロロット以下と	
		する	
		の以下ア及びイの海域においては、毎年4日15日から11日14	
		マー県男から南方位315度の線の北南3海軍に同線と並行に20	
		、 一般にの うちょう しょう しょう かいかい しょう には ほう しん しん しん しょう	
		20海軍の線により囲まれた海域	
		くいゆまい称により囲みれにご構成。 イ 月田から直ちかりすら使の娘の北東り海田に並行についた	
		1 茶卉がつ具力近3 I 0度の稼り札果さ准単に半付に5101C 箱 月田かたり97 6度の約 月田かた	
		線、栄売がつうう!。0度の隊、保护がら 宮方は997 5度の娘、厚思かに10次思の娘もパ	
		具月世ここ!。 3後の稼、栄养がり!∪海里の稼及び 月日からすら海田の娘に上が囲まれた海村 (つの海域を除了)	
1			
		◎宗乔ルつ具力辿ららす。 3度の線以四の海豚のつり、①及び図以 外の海域においては、周年36キロワットN下とする	

(ずわいがに漁業)

④平成六年農林水産省令第五十四号「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

- ずわいがに漁業 総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的と する漁業であって、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令 第六号。以下「指定漁業を定める政令」という。)第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁 業又は漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業に該当するもの以外のも のをいう。

(操業区域等の制限)

第十七条 特定大臣許可漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上 欄に掲げる特定大臣許可漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期 間又は特定の区域若しくは期間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の 漁法によってする操業若しくは特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置 に違反して当該特定大臣許可漁業を営んではならない。

別表第二(第十七条関係)

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
ずわいがに漁業	次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止
	する。
	イ 指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁業の項第一号
	イに規定する水域
	ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十
	九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三
	十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域

(すくい網漁業)

⑤「松江水産事務所長専決海面漁業の許可等の取扱方針(平成 29 年 7 月)」(島根県松江水 産事務所)より一部抜粋

海娄夕	TA P		供希
<u> </u>			. m 3
		申請者の住所が関係地区に含まれる第2種共同漁業権設定区域外であって水深27m	-
-	杨光均图	不適切別述計り部にかり港場。	
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	- 1月1日から12月31日まで	
			ただし、現
	操業区域		境水道を操 区域に含む
			可を有する にあっては 現行の爆業 ほとする。
· •	操業期間	1月1日から12月31日まで	
	制限文は条件	①漁具の統数は○○統をこえてはならない。 ②船舶の航行を妨げてはならない。	
10.かご漁業	濓業種類	いかかご演業	
	使用船舶規模の上限等	総1)数は51)未満であること	
		美保関町沖合海面	
ľ	操業期間 ·	3月1日から4月30日まで	
	制限又は条件	共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は当該権利者	
		の同意を得なければならない。	
			-
· ·	使用船舶規模の上限等	総パ数は20パ末満であること	-
	操業区域	松江市美保陽町地蔵崎突喨から止北の線と大田市、出雲市界から  329度の線との両線間における出雲地区沖合海面	
	操業期間	1月1日から12月31日まで	
		①9月1日から翌年5月31日までは、大田市と出雲市との最大高潮時	
		海岸線における境界点から、益田市高島北端と出雲市日御碕突端を 結ぶ線と大田市・出雲市界から329度の線との交点、同点と出雲市 日御碕突端を結ぶ線上同突端から5海里の点、同次送正北5海里の点、 松江市多古鼻正北5海里の点、同点から馬取県島取市長尾鼻に至る線と 松江市地蔵崎突端から正北の線との交点を経て、松江市地蔵崎突端に	
		至る線内の海域の沖合で操業してはならない。 ②松江市島根町多古鼻灯台から正北の線以東の海域においては、5月1日から翌年 2月末日の間は爆業してはならない。 の特別が使わってはならない。	
	制限又は条件	(3)天何漁業権数定区域内において操業する場合は、当該漁業権者の 同意を得なければならない。 (④日の出から日没までの間は操業してはならない。だだし、次の場合は この限りではない。	
		ア)6月1日から8月31日までの間、最大高潮時海岸線から3海里以遠の海域において、午後4時から日没までの間操業するとき イ)7月1日から8月31日までの間、出雲市十六島町十六島鼻突端から329度の	
		線以東の水深130メートル以深の海域のうち、出雲市日御碕突端から正北の線以東 かつ北緯35度50分11秒(日本測地系北緯35度50分)の線以南で操業するとき	
		⑤漁具一連ごとの両端に点滅灯及び船名・根拠地港を記載した縦横45センチメートル以上の環境を海面上2→1№につけなければならない。 の実施する正と2→1№につけなければならない。	
4 4 73		10のなこ及び線につなさ以外を採用の目的としてはならない。 1112 どれ、かつわりはまごえの板梯を開始しまえれまでの施業	
11.0さ縄釣漁業	<b>冰果裙双</b>	しいり、かり、かつのスはあいつり滞滞を目的とするいを構動課業 1810から128310まで	
	派柔期间 虚影汉博	大田市、出雲市界から零度(真方位)の線と島根県、山口県両県界から	
10オイト級海光	「未来」」 ···································	正北西の線との両線間における海面	
2,9 くい網漏薬	<i>潶耒糦覭</i>		
	使用船舶規模の上限等	①総1/33101/1木酒であること。 ②附属船は使用してはならない。	J
	,	○漁業協同組合JFしまねに所属し出雲地区に住所又は事業所を有する漁業者	1
		A許可 出雲市湖陵町差海川河口中央から正西の線以北の出雲地区沖合海面	
	操業区域	B許可 松江市と出雲市の境界から 348度(真方位)の線以東の出雲地区沖合海面	L
	17775E2497	<ul> <li>② 鳥取県に住所又は事業所を有する漁業者</li> <li>松江市美保関町片江大崎鼻正北の線以東の出雲地区沖合海面</li> </ul>	
		(ただし、中海及び境水道を除く)	<u> </u>
	操業期間		
	許可の有効期間	局取県に住所又は事業所を有9る漁業者については1年間と9る。	1

漁業名	項目	内 容	備考
12.すくい網	制限又は条件	1 漁業協同組合JFしまねに所属し出雲地区に住所又は事業所を有する漁業者	
漁業		A許可	
		①中海では操業してはならない。	
	•	②定置網の付近(前面500パートル、後面200パートル、沖合200パートル)及び第2種共	
		同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。	
		③いわし以外を採捕の目的としてはならない。	1
		④船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。	
		<ul> <li>長さ90センチメートル 幅10センチメートルの黄色反射シート</li> </ul>	
		B許可 ····································	
		①中海では操業してはならない。	
		②定置網の付近(前面500メートル、後面200メートル、沖合200メートル)及び第2種共	
		同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。	
		③いわし以外を採捕の目的としてはならない。	
		④船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。	
		・長さ90センチメートル 幅10センチメートルの緑色反射シート	
		2.鳥取県に住所又は事業所を有する漁業者	
		①定置網の付近(前面500%-1%、後面200%-1%、沖合200%-1%)及び第2種共	
		同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。	
		②いわし以外を採捕の目的としてはならない。	
		③船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。	
		<ul> <li>長さ90センチメートル 幅10センチメートルの赤色反射シート</li> </ul>	
		④共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は、当該権利者の	
		同意を得なければならない。	
	漆業種類	さっぱ雑魚すくい網漁業	
1	使用船舶規模の上限等	①船舶のトン数は10トン未満であること。	
		②附属船は使用してはならない。	
	操業区域	美保湾及び境水道	
	探葉期間	9月1日から翌年3月31日まで	•
13.底建網漁業	象束複象	<i>馬冠洞深栗</i>	
	探莱期间	1月1日から12月31日まで	
	利极来社	①共同黒葉惟設定区場内に向いて深東しようとりる場合は、当該権利用の 同意先得たければたらたい	
		- 四志ではないいはなつない。  の海目動設備電が判断できるように - 同時になっては水面と15メートルハトの	
		高さに縦横80センチェートル以上の赤色標旗を、夜間にあっては	
		電灯その他の照明を当該漁具に掲げなければならない。	

0 z o D #107 题。~ 210°100m ζ Ð 335° 750m 1 10,000 280° 750m 平成80年9月1日免許 次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に **基点第107号から335度750メートルの点 塾点第107号から210度100メートルの点** 基点第107号から280度750メートルの点 Η 基点第107号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱 県 00 ≢ ⊘] 屬道 悪寒 00 11 **定置漁業権漁**場図 結んだ線によって囲まれた区域 松江市島根町加賀馬島地先 この諸本は免酔領薬原酵付審漁場図と 相違ないことを証明する。 *そわ 2年1*1月30日 0 免許番号 定第8号 漁場の区域 民投保加事 漁場の位置 Ð ۴  $\mathbf{r}$ 九山连

(漁業権漁業漁場図) ⑥定置漁業権漁場図



4.5一添付1一21 **133** 



z ~

免許番号 定第10号

# 漁場の位置

松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

# 漁場の区域

次の基点第 109 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 109 号の各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域

19°850m

330° 650m 7

基点第109号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱

**基点第109号から70度350メートルの点** ۴ **基点第109号から19度850メートルの点** 

Þ

**基点第109号から260度140メートルの点** 

Ŋ

**熊石橋** 

織り

70°350m

*Ω*∰

560° 149

\*\*\*

D.

島根県 属渔湯

1 10,000

平成30年9月1日免許

2 #10丁

0 ũκ

丸山達

民报県知事

この謄本は免許漁業原籍付属漁場図と 相違ないことを証明する。 *全*和 2年 11月30 日

4.5一添付1-22 **134** 



免許番号 区第14号

,

漁場の位置

松江市島根町多古鼻地先

# 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 网核

基点第336号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

基点第336号から223度140メートルの点

Р  $\mathbf{k}$ Þ

4.5一添付1一23 **135** 

」 代 入一冊

(-) 20°30a H

7 223\* 140e

4 10 0

7#5 177 200

アから177度200メートルの点

イから88度310メートルの点

**梦**から88度310メートルの点

H

この謄本は免許漁業原籍付属漁場図と 相違ないことを証明する。 *会*れ2年11月30日

平成30年9月1日免許 具 馬通湯 (現根) 6

1 10,000

ШK 萬根県知事

九山溪

2 = 337

d Do

,

Q

a

 $\mathbf{z}$ 



免許番号 区第15号

 $\mathbf{z}$ 

# 漁場の位置

松江市島根町加賀向山地先

## 漁場の区域

水谷 **#**339

<u>10</u>

5

т 207°220м

201° 150m

₩

回 王

連が

16337

11340

305° 100m

胀眠

. .



加賀漁港

この勝本は免許漁業原籍付属漁場図と 相違ないことを証明する。 全年 2年11月30日 岛很県知事





 $\frac{1}{10,000}$ 

2 車347





η

馬根県知事

九山達小



z ~

免許番号 区第17号

漁場の位置

松江市鹿島町片句宮崎鼻地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ縁によって囲まれた

図表

基点第342号 秋江市鹿鳥町片向宮崎鼻北端に設置した標柱

基点第342号から4度300メートルの点 ۴

アから2度300メートルの点

イから273度600メートルの点

¢

ゲから273度600メートルの点 ,

Н

馬根県 뾧 颵 Š. 69

平成30年9月1日免許

2 #367

この歴本は免許漁業原導付属漁場図と 相適ないことを証明する。 分和 24年11月30日

Ĩ

马根梁知事

九山谜

1 273° 800m

74.52 300



1 10,000

区画漁業権漁場図(第一種区画漁業・わかめ養殖業)

.

免許番号 区第18号

漁場の位置

z

松江市鹿島町片句黒崎湾地先

漁場の区城

**秋のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた** 区域

基点第342号 松江市鹿島町片句官崎鼻北端に設置した標柱

**基点第342号から246度150メートルの点** 

A

基342

246° 150m

246° 280 いどうぼ (掲載)

基点第342号から246度280メートルの点

イから156度285メートルの点

Φ

**梦から156度285メートルの点** 

H

 $\infty$ 

仾 ÷L

> 属温少 思表 M

この謄本は免許漁業原簿付碼漁場図と 相違ないことを証明する。 4 2 年 1 1 月 8 0 日

平成30年9月1日免許

2 車37 エ

 $\frac{1}{10,000}$ 

Ĩ 九山泽。

马根原知事



免許番号 区第19号

z

漁場の位置

松江市鹿島町片句、手結界地先倉内湾

### 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域

表点第343号 松江市鹿島町片句ナズナ鼻西端に数置した標柱

基点第344号 松江市鹿島町片句、手結界に設置した標柱

- - 10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~10110~1
- 基点第344号から62度30分135メートル

Þ

- жe х
- \* 越点第344号から62度30分265メートル

H

の点

















4.5一添付1一31 **143** 

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第8号

漁場の位置

共同漁業橋漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第9号

### 漁場の位置

松江市島极町大岸地先。ただし、松江市島枝町大岸猿渡後島以西の地先を除く。

500m编

## 漁場の区域

 ※の勘点第13号から310度30分の方向及び勘点第19号から 次の勘点第13号から310度30分の方向及び勘点第19号から 324度の方向との二直線並びに最大高都再海岸線(沿岸島しょを合 む。)から距岸500メートルの様とによって囲まれた区域。
 ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17 ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17 号、ア、イ、ウ及び勘点第19号の各点を順次に給した線並びに最大 高勉蒔海岸線とによって囲まれた区域を除く。

共第10号拡大図

50,000

集13

4 28

> 基点第17号から325度の方向と基点第18号か 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱 基点第19号から324廃320メートルの点 松江市品根町大芦猿狭島西端に設置した標柱 松江市島根町大芦神島北東端に設置した漂柱 基点第18号から324度20メートルの点 松江市島根町大岸神島北西湖に設置した瀬柱 基点第13号 松江市島根町加賀、大声界に設置した標柱 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱 松江市品极町、鹿島町界に設置した標柱 らち2度の方向との交点 基点第14号 基点第15号 基点第16号 基点第17号 基点第18号 基点第19号 3 ₽ 7



±
共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第10号

漁場の位置

松江市島根町大芦猿渡後島以西の大芦地先

漁場の区域

ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮 次の基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、 時海岸線とによって囲まれた区域

z

共第10号拡大図

<u>50,000</u>

& 江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱	& 江市島根町大芦鎌渡島西端に設置した標柱	& 江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱	& 江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱	& 江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱	<b>含江市島根町、鹿島町界に設置した標柱</b>	<b>圭点第』「号から325度の方向と基点第18号</b> カ	◦ 5 2 度の方向との交点	喜点第18号から324度20メートルの点	を点第19号から324度320メートルの点		
钩	裚	첞	緻	校	构	撖	D.	摵	羬	,	
цс Т	цр LO	фр С	4 2	中 日 20	ф Ф						
Ļ		ਦ	-								
瘶	箫	箑	箫	筆	譧						
· 또	μĘ.	長	17E	116	112						
hill	题	<del>ال</del> ظ	ня	ня Г	1	2		~	ĸ		
NI		-	-					· · ·	·		



この歴本は色話連線原線は顕微体図 相違ないことを証明する。 *そ*知 2年11, 130 日

局报県知事 九山泽

島根県

平成25年9月1日免許 1 車 1 0 イ 磨遥

4.5一添付1一33 **145** 

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第11号

漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

漁場の区域

次の 基点第19号から324度の方向及び 基点第20号から349 ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。 線並びに最大南魏時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。

500m線

z

基点第22号 松江市鹿島町御津高景東御師の北端に設置した藤柱 基点第21号から354度の方向と基点第22号か 基点第21号 松江市廣島町御津大松鼻西端に設置した標柱 基点第20号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した線柱 ら84度の方向との交点 A



50,000

この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と 相違ないことを証明する。

442年11月30日

民报県知喜 龙山溪

御禅

₿

23 8

應鳥町

平成36年9月1日免許

1# 117

4.5一添付1一34 **146** 



から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域(基点第24号 ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最 松江市鹿島町片句2963番地護岸から東に延びた 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流側つけ根に設置 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した 基点第20号から349度の方向とうから86度の 次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。 基点第23号から180度74メートルの点 基点第20号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱 療禰下流端の線が対岸と交わる点 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域除く。 松江市鹿島町片句、手結、恵曇及び古浦地先 とアを結ぶ線以南の依陀川を除く。)。 防被堤北侧基部 方向との交点 した標柱 標柱 免許番号 共第12号 基点第23号 基点第24号 基点第25号 漁場の位置 漁場の区域 R  $\mathbf{r}$ Φ

共同漁業権漁場図 (第二編共同漁業)

...

免許番号 共第107号

漁場の位置

松江市島根町加賀地先

撤遣の区換

次の基点第11号と基点第12号を結応線、基点第12号から 321度の方向及び憲点第13号から310度30分の方向との 三直線並びに最大高額時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸 1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第11号 松江市島板町野波、加賀県に設置した標柱 基点第12号 松江市島板町野波、加賀界線島北西端に設置した た舗柱 基点第13号 松江市島根町加賀、大芹界に設置した標柱

第<u>107 家</u> #,(馬根県)

平成25年9月1日免許

馬道湯

1 # 46 T





共同漁業権漁場図(第二種共同漁業)

免許番号 共第108号

# 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

# 漸齢の区核

次の基点第13号から310度30分の方向及び基点第19号から 324度の方向との二直線並びに最大高機時準岸線(沿岸島しょを含 む。 )から距岸1 ,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第13号 松江市島根町加賀、大声界に設置した標柱

基点第13号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標住



1 # 47 T





4.5一添付1-37 **149** 

**头同漁業権漁場図(第二程共同漁業)** 

免許番号 共第109号

漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

適場の区域

次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349 ただし、茎点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。 線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 から距岸1、000メードルの線とによって囲まれた区域。

松江市麝島町街準高鼻東側岬の北端に設置した隠住 **拡点第21号から354度の方向と基点第22号か** 松江市鹿島町領津大松鼻西端に設置した標柱 松江市鹿島町御津、片句県に設置した標柱 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した漂柱 も84度の方向との交点 基点第20号 基点第21号 基点第22号 ٨



1#487



禹根県知事





4.5一添付1一39 **151**  津波防護施設に考慮する漂流物の選定

1. 概要

津波防護施設に到達すると評価された漂流物において,既往の算定式を用いて漂流 物による衝突荷重を比較し,津波防護施設に考慮する漂流物を選定する。

2. 津波防護施設に到達する漂流物

津波防護施設に到達する漂流物一覧を表1に示す。

調査対	象	到達する漂流物	重量等	考慮す る津波* <sup>1</sup>	到達 形態	配置場所
	海	作業船	総トン数:約10トン	海域	浮遊	直近海域
水雨工	域	漁船*2	総トン数:約0.7トン	東縁 海域	浮遊	直近海域
発 電 所 構 内	陸	荷揚場詰所 (壁材(ALC版))	ー (がれき化して漂流)	東縁	浮遊	直近海域
		防舷材	約 1t	東縁	浮遊	直近海域
		枕木	約 12kg	東縁	浮遊	直近海域
発電所	海	漁船 <sup>*2</sup> (500m 以内(操業))	総トン数:約3トン未満	東縁 海域	浮遊	直近海域
構外	域	漁船 (500m以遠(操業))	総トン数:約19トン	東縁海域	浮遊	前面海域

表1 津波防護施設に到達する漂流物の評価結果

注記\*1:「東縁」は日本海東縁部に想定される地震による津波,「海域」は海域活断層から想定される地震による津波を表す。

\*2:漁船においては,操業区域及び航行の不確かさを考慮して,発電所周辺漁港で最大となる 漁船である,総トン数19トンの漁船を到達する漂流物として評価する。

漂流物による衝突荷重の算定にあたり,表1に記載されている発電所構内の陸域に おける漂流物のうち,壁材(ALC版)においては,がれき化して細分化されること, 防舷材においては,ゴム製の外層内に空気を注入している防舷材であり剛性が著しく 小さいことから,これらの漂流物による衝突荷重はその他の漂流物による衝突荷重に 包絡されると判断した。

したがって,枕木及び船舶(作業船・漁船)から津波防護施設に考慮する漂流物を 選定する。 3. 既往の算定式による衝突荷重の算定

各漂流物による衝突荷重の算定にあたり,漂流物による既往の荷重算定式の整理一 覧を表 2,漂流物による衝突荷重算定方法の整理を表 3 に示す。 表2 漂流物による既往の荷重算定式の整理一覧

算定式の根拠(実験条件)	「実験に基づく推定式」 ・見かけの質量係数に関する水路実験(実験:高さ0.5m,幅0.3m,長さ11.0m,流木(丸太)の直径:4.8~12cm,流木質量:305~8615gf) ・衝突荷重に関する空中での実験 水理模型実験及び空中衝突実験において,流木(植生林ではない丸太)を被衝突体の前面(2.5m 以内)に設置した状態で衝突させている。	「実験に基づく推定式」(縮尺1/100の模型実験) 漂流物の形状: 円柱, 角柱, 球 漂流物重量: 0. 588N~29. 792N 受圧板を陸上構造物と想定し, 衝突体を受圧板前面80cm(現地換算80m)離れた位置に設置した 状態で衝突させた実験である。模型縮尺(1/100)を考慮した場合, 現地換算で直径2. 6~8mの 仮定となる。	漂流物が流下(漂流)してきた場合に,表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する 荷重を算定できる。	「漁港・漁場の施設の設計の手引」(2003)に記載されている、接岸エネルギーの算定式に対し、接岸速度を漂流物速度とすることで、衝突エネルギーを算定できる。 漁船の他、車両・流木・コンテナの衝突エネルギーに対して、支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形でエネルギーを吸収させることにより、漂流物の進入を防ぐための津波漂流物対策施設の設計に適用される式である。	「運動方程式に基づく衝突力方程式」 非蔵衰系の振動方程式に基づいており、衝突体及び被衝突体の両方とも完全弾性体で、かつ 衝突時のエネルギー蔵衰が一切考慮されていない前提条件での算定式であることから、衝突 時に塑性変形を伴う漂流物の衝突荷重算定では、個別の漂流物に対して、実現象を再現する ような軸剛性を適切に定める必要がある。	「実験に基づく推定式」(縮尺1/75の模型実験) 使用コンテナ:長さを20ftと40ft、コンテナ重量:0.2N〜1.3N程度, 遡上流速:1.0mと以下 材質:アクリル 被衝突体の直近のエブロービーンテナを設置して衝突力を求めた算定式である。衝突体と 水塊が一体となって衝突し、衝突前の運動重が全て力積として作用するものとして考えた算 定式であり、右辺の第1項は付加質量による荷重を表している。	「実験に基づく推定式」(縮尺1/5の模型実験) 使用コンテナ:長さ1.51m,高さ0.52m,幅0.49m, 衝突速度:1.0~2.5m/s程度,材質:鋼製 水理模型実験では、コンテナを被衝突体の全面1.51m (現地換算6.05m) に設置して衝突力を 求めた算定式である。
義殿	円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突荷重を提案している。 F <sub>m</sub> = 1.6C <sub>MA</sub> [V <sub>A0</sub> /(gD) <sup>0.5</sup> ] <sup>1.2</sup> (σ <sub>f</sub> /YL) <sup>0.4</sup> (YD <sup>2</sup> L) F <sub>m</sub> :衝突力, C <sub>M</sub> :見かけの質量係数, v <sub>M</sub> :流木の衝突速度, D:流木の直径, L:流木の長さ, σ <sub>f</sub> :流木の降伏応力, γ:流木の単位体積重量, g:重力加速度	円柱以外にも角柱,球の形状をした木材による衝突荷重を提案している。 F <sub>H</sub> = SC <sub>MA</sub> (V <sub>H</sub> /g <sup>0.5</sup> D <sup>0.25</sup> J <sup>0.25</sup> J <sup>0.25</sup> GM) F <sub>H</sub> :漂流物の衝突力,S:係数(5.0),C <sub>M</sub> :見かけの質量係数,V <sub>H</sub> :段玻速度, D:漂流物の代表高さ,L:漂流物の代表長さ,M:漂流物の質量, B:重力加速度	橋 (橋脚)に自動車,流木あるいは船舶等が衝突する場合の衝突荷重を定めている。 P= 0.1 W v P: 衝突力, W:流送物の重量, v:表面流速	船舶の仮想重量と漂流物流速から衝突エネルギーを提案している。 $E = E_0 = \frac{WV^2}{(2g)}, W = W_0 + W' = W_0 + (\pi/4)(D^2L_{W_0})$ 船の回転により衝突エネルギーが消費される (1/4点衝突) 場合 $E = E' = \frac{WV^2}{(4g)}$ E:衝突エネルギー, W:仮想重量, V:漂流物速度, W <sub>0</sub> :排水トン数, W':付加重量, D:喫水, L:横付けの場合は船の長さ,縦付けの場合は船の幅, $\gamma_::掩水の単位体稽重量, g:重力加速度$	F <sub>i</sub> = 1.3 u <sub>max</sub> / <i>km</i> (1+ <i>c</i> ) F <sub>i</sub> :衝突力, u <sub>max</sub> :最大流速, m:漂流物の質量, c:付加質量係数, k:漂流物の有効剛性	漂流するコンテナの衝突荷重を提案している。 F <sub>m</sub> = 2 p <sub>w</sub> n <sub>m</sub> BcV <sub>x</sub> <sup>2</sup> + ( <i>WV x /gdt</i> ) F:漂流衝突力,dt:衝突時間, <sub>n a</sub> :最大遡上水位, o <sub>*</sub> :水の密度,B <sub>6</sub> :コンテナ幅, V <sub>*</sub> :コンテナの漂流速度,W:コンテナ重量, g:重力加速度	コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等)が漂流衝突する際の衝突荷重を提案している。 $F = \gamma_p x^2 \left(\frac{5}{4}m\right)^3 v_5^5$ , $x = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}$ , $k = \frac{(1 - v^2)}{\pi E}$ , $m = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ F:衝突力, a:衝突面半径の1/2 (コンテナ衝突面の縦横長さの平均の1/4), E:ヤング率, w:ボアソン比, m:質量, v:衝突速度, vp:塑性によるエネルギー減衰効果 mやkの添え字は衝突体と被衝突体を示す。 また, 〔①松富(1999)」にならい, 上式においてm=C <sub>M</sub> m (C <sub>M</sub> :サージタイプの1.7) とすること で, 流木のコンクリート版に対する衝突力を評価できるとしている。
種類	长援	流	流大等	船舶等	に また で よ よ よ	サテンコ	コ チャボ オ
出典	匾 1999)	野・田中 003)	路橋示方書 202)	波濃流物 策施設設計 イドライン 014)	MA 012)	谷(まか) 005)	/川(玉か) 007, 2010)
No		- - - - 2 - - - - - - - - - - - - - - -	3 (2」 (3	4 (1) (2) (2) (2)	5 (2	° 2 ≯	- (2)

<sup>4.5</sup>一添付2一3 **154** 

- No1 松冨英夫(1999) 流木衝突力の実用的な評価式と変化特性,土木学会論文集, No621, pp.111-127
- No2 池野正明・田中寛好(2003) 陸上遡上波と漂流物の衝突力に関する実験的研 究,海岸工学論文集,第 50 巻, pp. 721-725
- No3 道路橋示方書・同解説 I 共通編((社)日本道路協会,平成14年3月)
- No4 津波漂流物対策施設設計ガイドライン(沿岸技術研究センター, 寒地研究セン ター, 平成 26 年)
- No5 FEMA (2012) Guidelines for Design of Structures for Vertical Evac uation from Tsunamis Second Edition, FEMA P-646
- No6 水谷法美・高木祐介・白石和睦・宮島正悟・富田孝史(2005) エプロン上の コンテナに作用する津波波力と漂流衝突力に関する研究,海岸工学論文集,第 52巻, pp.741-745
- No7 有川太郎・大坪大輔・中野史丈・下迫健一郎・石川信隆(2007) 遡上津波に よるコンテナ漂流力に関する大規模実験 海岸工学論文集,第54巻,pp.846-8 50

有川太郎・鷲崎誠(2010) 津波による漂流木のコンクリート壁面破壊に関す る大規模実験,土木学会論文集 B2, Vol.66, No.1, pp.781-785

No	算定方法	種類	漂流物の 初期配置	適用流速	適用性
1	松富 (1999)	流木	直近海域 直近陸域	衝突速度	個別の流木(丸太)の種類等に応じて, 実現象を再現できるパラメータを適 切に設定することが可能であれば,直 近陸域又は直近海域からの流木に対 して適用可能と判断する。
2	池野・田中 (2003)	流木	直近陸域	段波速度	流木を対象とした算定式であるが,実 験の模型縮尺(1/100)を考慮すると, 原子力発電所における漂流物衝突事 象への適用は困難と判断する。
3	道路橋示方書 (2002)	流木等	前面海域	表面流速	漂流物が流下(漂流)して来た場合に, 表面流速(津波流速)を与えることで 漂流流速に対する漂流物荷重を算定 できるため,初期配置が前面海域の漂 流物に対して適用可能と判断する。
4	津波漂流物 対策施設設計 ガイドライン (2014)	船舶等	前面海域 直近海域	漂流物速度	船舶,車両,流木,コンテナ等の漂流 物を対象としているが,鋼管杭等の支 柱の変形及びワイヤロープの伸びに より衝突エネルギーを吸収する考え 方であり,弾性設計においての適用は 困難であると判断する。
5	F E M A (2012)	流木 コンテナ F R P 製 部材	直近海域	最大流速	個別の漂流物に対して,実現象を再現 できるパラメータ(軸剛性等)を適切 に設定することが必要である。新規制 基準適合性審査において,初期配置が 直近海域の総トン数5トンのFRP製 船舶の船首方向衝突に対して適用実 績があるため,FRP製船舶の船首方 向衝突に対して適用可能と判断する。
6	水谷ほか (2005)	コンテナ	直近陸域	漂流速度	エプロン上にコンテナを設置して衝 突力を求めるという特殊な実験によ り得られた式であることに留意する 必要はあるが,直近陸域からのコンテ ナに対して適用可能と判断する。
7	有川ほか (2007, 2010)	流木 コンテナ	直近海域 直近陸域	衝突速度	剛性に係る k 値を適切に定める必要 があり,対象としている種類以外への 適用性がある k 値に係る k1 及び k2 の値が不明であるため,現状は当該式 が対象としている種類(流木,コンテ ナ)以外への適用は困難と判断する。 したがって,直近陸域又は直近海域か らの流木及びコンテナに対して適用 可能と判断する。

表3 漂流物による衝突荷重算定方法の整理

表2及び表3の整理結果を基に,各漂流物に対する衝突荷重の算定方法を以下に示し,漂流物による衝突荷重の算定結果のまとめを表4に示す。

【枕木】

既往の衝突荷重算定式として,配置場所が直近陸域における枕木に対しては,表3 より,松冨(1999),FEMA(2012)及び有川ほか(2007,2010)において適用性 があるため,これらの算定式を用いて枕木による衝突荷重を算定する。

【船舶】

既往の衝突荷重算定式として,配置場所が直近海域及び前面海域における船舶に対 しては,表3より,配置場所が直近海域ではFEMA(2012),前面海域では道路橋 示方書(2002)の適用性がある。FEMA(2012)では船舶の軸剛性を適切に設定す る必要があるが,対象船舶は同材質(FRP)であり,船体質量及び軸剛性が大きく なると衝突荷重も大きくなり,この軸剛性は船体寸法に比例して増大する。一方,道 路橋示方書(2002)では,船舶形状及び材質に関係なく,船体重量に比例して衝突荷 重は大きくなる。

以上より, FEMA(2012)及び道路橋示方書(2002)ともに総トン数(船体寸法 及び重量等)が大きくなると衝突荷重も大きくなる算定式であることを踏まえ,道路 橋示方書(2002)の算定式を用いて船舶による衝突荷重を算定する。

考 慮 す 波	衝突速度 (m/s)	漂流物	質量	算定式	衝突荷重 (kN)
				松冨(1999)	158
		枕木	12 kg	有川ほか (2007,2010)	133
東縁	10.0			F E M A (2012)	99
		漁船 (総トン数 3 トン)	9t	道路橋示方書 (2002)	88
		漁船 (総トン数 19 トン)	57t	道路橋示方書 (2002)	559
海域	6.0	作業船 (総トン数 10 トン)	30t	道路橋示方書 (2002)	177
一世以	0.0	漁船 (総トン数 19 トン)	57t	道路橋示方書 (2002)	336

表4 漂流物による衝突荷重の算定結果のまとめ

4. 津波防護施設に考慮する漂流物の選定

既往の算定式による衝突荷重を比較した結果,表4より,津波防護施設に考慮する 漂流物として,衝突荷重が最大となる「総トン数19トン漁船」を選定する。 5.2 津波監視設備の設備構成及び電源構成

5.2 津波監視設備の設備構成及び電源構成

本資料は,津波監視設備の中央制御室における監視機能及び非常用電源設備からの給電について説明するものである。

### 1. 津波監視設備の設計

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」の主な 要求事項と対応する設計内容を以下に記載する。

○第四条(地震による損傷の防止)

耐震重要施設である津波監視設備(敷地における津波監視機能を有する施設)は,耐震 重要度Sクラス設計とし,下位クラスに属するものの波及的影響により機能が損なわれな いこと。また,常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重等と基準地震動による地 震力の組合せに対して,設備に要求される機能を保持し,必要に応じて津波による荷重の 組合せを考慮すること。

【設計内容】

津波監視設備は耐震重要度Sクラスの設計とする。

電源については,耐震性を有する,非常用所内電気設備及び非常用直流電源設備から受 電する設計とする。

○第五条(津波による損傷防止)

入力津波に対して津波監視機能が保持できること。なお,「津波監視設備」とは,取水 槽水位計,並びに津波の来襲状況を把握できる津波監視カメラをいう。

津波の影響(波力及び漂流物の衝突等)に対して,影響を受けにくい位置への設置及び 影響の防止策・緩和策等を検討し,入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。

【設計内容】

津波監視カメラは基準津波の影響を受けることがない高所の2号機排気筒(EL 64.0m), 3号機北側の防波壁上部東側(EL 15.0m)及び3号機北側の防波壁上部西側(EL 15.0m)に 設置する設計とする。

取水槽水位計は,基準津波の圧力に十分に耐えられる設計とする。また,漂流物が衝突 する恐れのない位置に設置する。

○第二十六条(原子炉制御室等)

原子炉制御室から,発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(津波含む)を把握できること。

【設計内容】

中央制御室は,発電用原子炉施設の外の状況を把握するために,2号機排気塔,3号機 北側の防波壁上部東側及び3号機北側の防波壁上部西側に設置する津波監視カメラの可 視光及び赤外線映像により,自然現象等の外部事象を昼夜にわたり監視できる設計とする。

### 2. 津波監視設備の設備構成

津波監視設備の映像及び観測データは中央制御室で監視可能な設計とする。津波監視設備の映像及び観測データの伝送方法を表 5.2-1,津波監視カメラの概略構成図及び取水槽水位計の概略構成図を図 5.2-1 及び図 5.2-2 に示す。

津波監視設備	設置場所	数量	伝送方法
津波監視カメラ	2号機排気塔	1	有線
	3号機北側の防波壁上部東側	1	
	3号機北側の防波壁上部西側	1	
取水槽水位計	2号機取水槽	2	有線

表 5.2-1 津波監視設備の映像及び観測データの伝送方法



: 耐震重要度分類 Sクラスの範囲

図 5.2-1 津波監視カメラの概略構成図



: 耐震重要度分類 S クラスの範囲

図 5.2-2 取水槽水位計の概略構成図

### 3. 津波監視設備の電源

津波監視設備の電源は通常時,非常用所内電気設備から受電し,全交流動力電源喪失時 は非常用直流電源設備から8時間受電可能な設計とする。また,常設代替交流電源設備を 起動し,約70分後から受電することで,継続して監視可能な設計とする。

津波監視設備の電源供給を表 5.2-2,津波監視設備の概略電源構成図及び配置図を図 5.2-3 及び図 5.2-4,津波監視カメラの映像イメージを図 5.2-5 に示す。

津波監視設備	設置場所	数量	電	源
			通常時	SB0 時
津波監視カメラ	2号機排気筒	1	非常用所内	非常用直流
	3号機北側の防波壁上部東側	1	電気設備	電源設備
	3号機北側の防波壁上部西側	1		
取水槽水位計	2号機取水槽	2		

表 5.2-2 津波監視設備の電源供給



注:M/Cはメタルクラッドスイッチの略称

L/C はロードセンタの略称

C/C はコントロールセンタの略称

```
図 5.2-3 津波監視設備の概略電源構成図
```



図 5.2-4 津波監視設備の配置図

図5.2-5(1) 津波監視カメラ映像イメージ(排気筒EL 64.0mからの視野)



図5.2-5(2) 津波監視カメラ映像イメージ(暗視映像)

(参考資料)

### 津波監視設備の緊急時対策所での監視について

(1) 津波監視設備の設計について

津波監視設備は、耐津波設計に係る工認審査ガイドで要求されている、以下の【規制 基準における要求事項等】を満足させる設計とする必要がある。

【規制基準における要求事項等】

津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等)に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視 機能が十分に保持できるよう設計すること。

そのため、島根2号機では上記要求を満足する津波監視設備として、津波監視カメラ及 び取水槽水位計を設置することとしており、監視場所は運転及び事故時操作を行う中央制 御室としている。

津波監視カメラは、中央制御室にて監視することを基本としているが、緊急時対策所で も現場状況の確認が可能となるように、緊急時対策所に自主設備として監視設備を設置す る。なお、無線通信装置と中央制御室に設置する通信ボックスとの接続部は、基準地震動 Ssによる地震力に対し、機能維持できる設計とするため、中央制御室での監視に影響を及 ぼさない。図1に概要図を示す。



 : 耐震重要度分類 S クラスの範囲

※無線通信装置と通信ボックスの接続部はSs機能維持とする

図1 津波監視カメラの概略構成図(緊急時対策所)

5.3 津波による溢水に対して浸水対策を実施する範囲の考え方

### 5.3 津波による溢水に対して浸水対策を実施する範囲の考え方

タービン建物内の浸水防護重点化範囲に対して,循環水系配管の破損個所から津波が流 入しないよう復水器を設置するエリアとの境界に防水壁等を設置することとしている。

設工認申請段階として、タービン補機海水系インターロックによる弁閉止時間等を設定し、浸水防護重点化範囲の境界における浸水水位等の再評価を行った。

ここでは、以下の4項目について設置許可変更申請段階の説明内容との変更箇所を整理 し、説明する。

- (1) タービン建物(復水器を設置するエリア)等の浸水防護重点化範囲の変更
- (2) タービン建物(復水器を設置するエリア)の評価
- (3) タービン建物 (S クラス施設を設置するエリア(西)) の評価
- (4) 取水槽循環水ポンプエリアの評価





# (1) タービン建物(復水器を設置するエリア)<mark>等の浸水防護重点化</mark>範囲の変更



<sup>5.3–2</sup> 170





<sup>&</sup>lt;sup>5.3—4</sup> 172

(2)タービン建物(復水器を設置するエリア)の評価					-
設置許可申請時の評価内容	今回の評価内容				
P. 5条-别添1-Ⅱ-2-63, 64	P. 49, 50				
(2) 浸水量評価	b. 浸水防護重点化範囲の境界	における浸水評価			
a. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水	(a) タービン建物(復水器を)	設置するエリア) におけ	ナる溢水の評価タービン	<b>建物(復水器を設置する</b>	
本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条(溢水による損傷の防止等)」に対	エリア)における溢水の影響	こついては、タービン補	<b>挿機海水ポンプ出口弁の</b> :	弁閉止インターロックに	
する適合性(参考資料2第9章9.1)において「復水器エリアにおける溢水」として説明している。	より、タービン建物(復水器:	を設置するエリア)にお	sける溢水による浸水水	立が復水器エリア防水壁	
評価条件, 評価結果等の具体的な内容を添付資料10 に抜粋して示す。	の高さを超えないことを評価	する。			
旅付資料10 に示すとおり,本事象による浸水水位は第2.4-5 図のとおりとなる(「設置許可基準規則	- イ.タービン補機海水系配管の	の損傷箇所からの津波の	0流入量タービン補機海	水系配管の損傷箇所から	
第9条(溢水による損傷の防止等)」に対する適合性(第9章9.1)表9-12 より転載)。また,浸水イメ	の溢水の漏えい検知時間は、	益水流量、漏えい検知器	器設置高さ及びタービン	<b>建物(復水器を設置する</b>	
ージは第2.4-6 図のとおりとなる。	エリア)の床面積から算出す.	5。 <u>溢水流量2,100m<sup>3</sup>/h</u> >	×2 台(タービン補機海	水系の定格流量)、漏	
■なお, 評価にあたっては「設置許可基準規則第9条(溢水による損傷の防止等)」における対策であ	えい検知器設置高さ50mm及び、	タービン建物(復水器を	を設置するエリア)の床	面積(表3-13)より,	
る循環水系に追訳する循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁を閉止するインターロック(原子炉	漏えい検知時間は約45秒とな	5。タービン補機海水ホ	ドンプ出口弁の閉止時間	約60秒を考慮すると、地	
をスクラムさせる地震大信号及びタービン建物又は取水槽循環水ポンプエリアの漏えい検知信号で作	震発生から破損箇所隔離までの	の時間は約105秒となり。	、海域活断層から想定さ	れる地震による津波の	
動)を前提としている。	到達(約3分)前にタービン	甫機海水ポンプ出口弁る	を閉止できるため、津波	の流入はない。 ①	
(2) 地震起因による没水影響評価結果 地震起因による沿水影響評価結果 地震起因による溢水量(5, 989m <sup>3</sup> )は,復水器エリアの貯留可能容積(6, 680m <sup>3</sup> )	表3-13 ター1	ジ建物(復水器を設置)	[するエリア)の床面積]	えび容積*	
より小さいことから(溢水水位 EL4.8m),復水器エリアに貯留可能で,原子炉	(m) ど 間		(m <sup>2</sup> )	容積(m <sup>3</sup> )	
建物,廃棄物処理建物及び制御窪建物へ溢水の流出がないことを確認した。 溢 ★★存の管日共里を書 g-1ッドポナ	EL 0. 25~EL 2.0	約1,	, 027	約1,798	
	EL 2.0~EL 4.9	約1,	. 535	約4,452 ⑤	
(1) $5, 989^{m^3}$ < $6, 680^{m^3}$ (2)	EL 4.9~EL 5.3	約1,	, 027	<u> </u>	
(地震起因による溢水量)    (復水器エリアの貯留可能容積)	注記 * : 表の値は, 算	出結果に対して小数点	以下を切り捨てた値を示	ب <del>ا</del> ر ا	
表 9-12 地震起因による溢水水位算出結果					
諸元値	□ □. 循環水系配管の伸縮継手	:の損傷箇所からの津波	の流入量		
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量 <sup>※1</sup> 4,162[m <sup>3</sup> ]	循環水系配管の伸縮継手の損	瘍箇所からの溢水の漏え	こい検知時間は、溢水流	量、漏えい検知器設置高	
②EL2. 0m における復水器エリアの滞留面積 1,546[m <sup>2</sup> ]	■ さ及びタービン建物(復水器)	を設置するエリア)の房	斥面積から算出する。		
③水上高さ 0.075[m]	流水流量約233、534m <sup>3</sup> /h (表3-	14) 、 漏えい検知器設計	<b>置高さ50mm</b> 及びタービン	/ 建物(復水器を設置す	
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位※2 2.8[m](EL4.8m)		() より、 漏えい検知時	間は約1秒となる。	3	
※1 地震による溢水量(2, 989m′)から表 9-9 における ELT. 0m以下の空間容	海帯水ジンプヨロホロジョン	日本京王王二令の開上日	本間約 cc 約 な 水 虚 小 ハ レ	地域なようなはは金属	
積(1,827㎡)を差し引いた値	「「「「「「「「」」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」」「」		オ国がフゥライクをも慮りるで	国政先士がら戦損国が	
※2 以下の式より算出	隔離までの時間は約26秒とな	り、海域活断層から想点	<b>ぎされる地震による津波</b>	の到達(約3分)前に循	
④=①/②+③ 執9-1-5 区 カーグン:神術(指⇒男な営業→ステーロン)、 さいそステス専働社日1、トス谷→崇行	環水ポンプ出口弁及び復水器	<b>氷室出入口弁を閉止でき</b>	きるため,津波の流入は	'ಗ್ಗಿ -	
光1:4 つ 図 ノートノネタ(波く串り双目)シナツノ)(2011)2泊原国内(その道小平画	¥	3—14 循環水系配管伸約	宿継手からの溢水流量		
また,津波の流入に対しては,「設置許可基準規則第9条(溢水による損傷の防止等)」に対する適	部位	部位数 内径 (m	n) 破損幅 (mm)	溢水流量 (m <sup>3</sup> /h)	
合性(第9章9.1)における「復水器エリアにおける溢水」に示すとおり、循環水系に追加設置する	復水器水室出入口部	12 2,200	50		
インターロック(原子炉をスクラムさせる地震大信号及びタービン建物又は取水槽循環水ポンプエリ	復水器室連絡管部	6 2, 100	50	旅J233, 534	

設置許可申請時の評価内容		今回の評価内容				
「アの漏えい検知信号で作動」により、津波来襲前に循環水ボンプの出	出口弁及び復水器水室出口ラ	辛の全	(復水器を設置するエリ	ア)における浸水量		r —           
閉により自動隔離し、また、第2.4-7図(「設置許可基準規則第93	条(溢水による損傷の防止∮	年)」 タービン建物(復水:	器を設置するエリア) にお	おける地震による浸	水量評価を以下に	ज़ <del>े</del> के <sub>°</sub>
「に対する適合性(第9章9.1)図9-3より転載)に示す範囲の配管及	び弁について基準地震動S	s lc   (イ) 循環水系配管	:の伸縮継手及びタービン	補機海水系配管の排	<b>  傷箇所からの溢</b> か	:量循環水系配管
- よる地震力に対してバウンダリ機能を保持することから、津波はター	-ビン建物(復水器を設置-	するエ   の伸縮継手及びター	ゴン補機海水系配管の損化	第箇所からの溢水量	は、溢水流量及び	盆水時間から算出 ┃
↓リア)に流入しない。また、当該弁は津波来襲前に閉止しているため	り、津波による荷重が作用-	132   13°				
とから、津波時にも閉止状態を保持できる設計とし、評価方法等にく	ついては,詳細設計段階で記	β明す <mark> </mark>   循環水系配管の伸縮	<b>迷手の損傷箇所からの溢</b> 7	大量にしことは、道	水流量、漏えい検	如時間及び弁閉止
<u>ଚ</u> ୁ ଜୁ		時間から, <mark>約1,849m</mark>	となり、系統保有水量約	1, 083m <sup>3</sup> と合計を算し	出すると <mark>2,932m<sup>3</sup>と</mark> シ	ړی. 20, 20
P. 5条-别添1-添付10-2		<ul> <li>タービン補機海水系</li> </ul>	記管の損傷箇所からの溢7	火量については、資	水流量、漏えい検	如時間及び弁閉止
(0) 幸佩壮田7- ト Z 炎才ण			より、系統保有水量約129	m3 と合計を算出す.	5と <u>217m<sup>3</sup></u> となる。	
(2)地球地区による面水車(1)地球地区による面水車(1) 一一桶 福徳大都部の油酸素主要からの溶水量に加え タート	ビン建物内の耐電 B C	(ロ) B, Cクラン	の機器・配管の保有水が	の算出した溢水量		<u>»</u>
Maxiv:wine Bornanee」1000-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00	とく 定初し い間 成 い 。 各生から 復水器エリア	B、Cクラスの機器	・ - 『「 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一	の損傷によろ溢水量	12.818m <sup>3</sup> 2 72 3.	
の漏えい検知インターロックによる循環水ポンプ停止及	い復水器水室出入口			H AL A S L S S .		(4)
弁の閉止までの時間とした。算出した溢水流量、隔離時間	見及び溢水量をそれぞ	11 F I A - F	· 律物( 復水 異 を 誤 置 よ ス	エリア) ごおけろ※	☆★ 畳の 合計は <mark>約5</mark>	067m3とたろ 表
九表 9-6~8 に示す。			「「」」、「「「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	「ノノノ」(ようこ)の日本		
田 於下來今 w 市場子 app ge her on o 中		- 12 I-14 9 A - L - 2 - 13 I-14 9 A - L	ノ理物(復小益と政直)~	ローリノノ い谷頃//*	の,酒康に姫凶。 のこまで 余井里	の道人によるター
		「「こン輝物(復水器を	受置するエリア)におけく	5浸水水位は,比4	8mとなり, 復水者	モリア防水壁の
	渔水流重[m/n]	- 『 』 は (ET 2.3m) を思	えることはなく,タービ	ン建物(復水器を記	き置するエリア) に	おける溢水が隣
復水嶺水至出人口部 12 2,200 50 <u>新刊時刊合本物除款</u> 。 6.00 50	233, 534	接する浸水防護重点	L範囲へ流入することは <sup>1</sup>	よい。評価結果を表	3-15 に示す。	
【 很小 硫 小 尘 速 神 官 前 1 2,100 30						
表 9-7 伸縮維手部の破損から隔離までの時間及び隔	えい検知方法	表3—15	タービン建物(復水器を請	受置するエリア) に	おける溢水量及び	曼水水位
	時間[min]		<b>ズ</b> 画	溢水量(m <sup>3</sup> )	床面積(m <sup>2</sup> )	浸水水位
地震発生から漏えい検知インターロックによる循環水	*	名称	基進床レベル	Θ	0	(D)/(2)
ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間				() ()	)) (441 0007	
漏えい検知方法	漏えい検知器		EL 0.25m~EL 2.0m	赤)9,901	#J1, 027	EL 4. 8m <sup>°</sup>
漏えい検知器設定値	床面+100[mm] 2		EL 2.0m~EL 4.9m	Ð	約1,535	
※ 漏えい検知時間 3.1[sec]+弁閉止時間 55[sec]を切り上げた値	]	するエリア)	EL 4.9m~EL 5.3m	]	約1,027	
歩 9-8		注記 * : 浸水水位の	算出にあたって床勾配(	(0.05m) 及び建築施	工公差 (0.025m)	を考慮し、水上高さ
	☆水昰[m³]	(0.075m) &	浸水水位算出の基準点とⅠ	した値		
地震発生から漏えい検知インターロッ						
「 循環水系配管の クによる循環水ポンプ停止及び復水器	昂 2,047* ②	【変更内容①】				
伸縮継手部 水室出入口弁の閉止までの溢水量	]	- 漏シい権知 高いか	や定 設置向な20mm			
「循環水系の保有水量	1, 083	survey contraction of the state of the sta	(2) (100-3) (01	73		
耐震 B, C クラス機器の保有水量	2, 859 ③		於洫小里 173Ⅲ″ → 21	/ III.		
9 <sup>1</sup>	H 5, 989 (4)	- 【変更理由①】 -				
$\times$ 233, 534 [m <sup>3</sup> /h] × 3.1 [sec] + 233, 534 [m <sup>3</sup> /h] × (60 - 3.1) [sec] + 2	÷2, 047 [m <sup>3</sup> ]	・タービン補機海水	系の弁閉止インターロッ	ケに係る詳細設計の	反映	
		・安全側に地震後も	タービン補機海水ポンプの	の運転を考慮し弁閉	止までの溢水量を	自加
		【変更內容②】				
6-6-别派1-6-6		・漏えい検知高さ	.00mm → 50mm			
		· 循環水系溢水量	$(130m^3 (=2047+1083) \rightarrow$	2932m <sup>3</sup>		

設置許可由意	書時の評価内容	今回の評価内容
	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	
L. 0 米-列4		[炎更茁田②] 
	9.1.3 復水器エリアにおける溢水影響評価結果	・タービン補機海水系の弁閉止インターロックに係る詳細設計の反映
	復水器エリアの溢水事象により浸水する範囲について、溢水防護対象設備が設	・漏えい検知高さ変更により循環水系伸縮継手部からの漏えい量を見直した
	置されている原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物との境界貫通部に対し	[変更內容③]
	て止水処置を施すことにより、溢水防護対象設備への影響がないことを確認した。	・BCクラス機器保有水量の変更 2859㎡ → 2818㎡
ا ا ا ا ا ا	各溢水事象における評価結果を以下に示す。	[変更理由③]
		・タービン補機海水系を別計算としたこと(129㎡の減)及び隣接建物からの溢水伝播を追加考慮したこ
P. 5 条-別添	底 I-游行 10-9	と(88m°の増)による変更
_	表 9-9 復水器エリアの溢水を貯留できろや間容緒	[変更内容④]
	新田 空間容積[1]	・復水器を設置するエリアにおける溢水量(合計) 5989m <sup>3</sup> → 5967m <sup>3</sup>
	EL0.25~EL2.0m 1,827	[変更理由④]
_	EL2. 0 ~EL5. 3m 4, 853 5) → =+ c con	・変更内容①~③の反映
_		【変更内容⑤】
		・空間容積の見直し 6680㎡ → 6661㎡ (=1798+4452+411)
P. 5条-别添	≤ 1-添付 10-10(P.5 条-别添 1-Ⅱ-2-63 再揭)	【変更理由⑤】
	田	・タービン建物(復水器を設置するエリア)の範囲変更及び防水壁設置位置の反映
	(2) 地震起因による饺水影響評価結米 地震起因による饺水量(5_980m²)は、復水器エリアの貯留可能変積(6_680m²)	
	より小さいことから「溢水水位 El-4.8m」、彼水器エリアに貯留可能で、原子炉	
	建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。溢	
	水水位の算出結果を表 9-15 に示す。	
	5, $989m^3$ < 6, $680m^3$	
	(地震起因による溢水量) (復水器エリアの貯留可能容積)	
	表 9-12 地震起因による溢水水位算出結果	
	諸元値	
	①EL2.0mより上部に滞留する溢水量 <sup>※1</sup> 4,162 <sup>[m<sup>3</sup>]</sup>	
	②EL2. 0m における復水器エリアの滞留面積 1,546 [m <sup>2</sup> ]	
	③水上高さ 0.075[m]	
	④EL2. 0m より上部に滞留する溢水水位 <sup>*2</sup> 2.8[m] (EL4. 8m)	
	※1 地震による溢水量(2,989㎡)から表 9-9 における EL2.0m以下の空間容	
	積(1,827m <sup>3</sup> )を差し引いた値	
	※2 以下の式より算出	
	(4=0/2+3)	
	9条-别添1-9-12	
1         		

<sup>5.3—7</sup> 175

の評価
$\frown$
(題)
エリア
K
11
ŝ
タービン建物(
33

設置許可申請時の評価内容		今回の評価内容
P. 5条-别添1-Ⅱ-2-65		P. 51_52
b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における;	館水	(b) 浸水防護重点化範囲のうちタービン建物(Sクラスの設備を設置するエリア(西)) における溢水
▶ 地震に起因し、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリテ	ア)の低耐震クラスの配管であるタ	る影響
ービン補機海水系配管,原子炉補機海水系配管(放水配管),高圧が	戸心スプレイ補機海水系配管(放水	■浸水防護重点化範囲のうちタービン建物(Sクラスの設備を設置するエリア(西))における溢水の影
配管),液体廃棄物処理系配管の破損により,津波が損傷箇所を介し	してタービン建物(耐震Sクラスの	「響については、タービン補機海水ポンプ出口弁の弁閉止インターロックにより、タービン補機海水系
設備を設置するエリア)に流入することを防止するため、以下の対策	竜を実施する。	が、地震発生から津波到達までに隔離可能であり津波の流入がないことを評価する。
対策の詳細は旅付資料27 に示す。		1タービン補機準水系配管の損傷箇所からの溢水の漏えい検知時間は、溢水流量、漏えい検知器設置高さ
・原子炉補機海水系配管(放水配管)、高圧炉心スプレイ補機海水系	条配管(放水配管)の基準地震動S <mark>s</mark>	■ 及びタービン建物(Sクラスの設備を設置するエリア(西))の床面積から算出する。溢水流量 🕜
による地震力に対するバウンダリ機能保持		2.100㎡/h×2 台(タービン補機海水系の定格流量), 漏えい検知器設置高さ20mm及びタービン建物
・タービン補機海水系配管、液体廃棄物処理系配管への逆止弁設置		(Sクラスの設備を設置するエリア(西))の床面積(約352㎡(管理区域)、約779㎡(非管理区
上記対策により、同区画は「津波の流入」に該当する事象(津波来蓼	真下において海水が流入する事象)	<mark>域) )</mark> より、漏えい検知時間は各々、約16秒(管理区域)、約34秒(非管理区域)となる。 20
は生じない。		タービン補機海水ポンプ出口弁の閉止時間約60秒を考慮すると,地震発生から破損箇所隔離までの時間
P.5条别添1流付10-14		は最大で約94秒となり、海域活断層から想定される地震による津波の到達(約3分)前にタービン補機
(2) 耐震 S クラスエリア(西)		海水ポンプ出口弁を閉止できるため, 津波の流入はない。  ③
b. 地震起因による没水影響評価結果		[変更內容①]
地震起因による溢水量(1, 332m <sup>3</sup> )(溢水水位 EL3. 4m)は	t, 想定破損による溢	・漏えい検知高さを設定 設置高さ20mm
水量(1,646m <sup>3</sup> ) より小さいことから, 想定破損による溢水	、評価に包含され, 原	[変更理由①]
子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出が	ないことを確認した。	・タービン補機掩水系の弁閉止インターロックに係る詳細設計の反映
溢水水位の算出結果を表 9-18 に示す。		[変更内容②]
		・床面積の変更 1080㎡→1131㎡
		[変更理由②] *** 1 ***** **************************
9条別統1-9-16		・防水壁設直位直等の反映 【変更内容③】
P. 5条-别涨1-涨付10-15		・タービン補機掩水系の弁隔離までの溢水量を追加するとともに、隔離時間から津波流入防止が可能で
表 9-18 地震起因による溢水水位算出結身	¥	あることを説明
諸元	値	[変更理由③]
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量	$1, 332 [m^3]$	・漏えい検知高さの反映等により具体的な隔離時間が算出可能となったため。
②EL2.0mにおける耐震 S クラスエリア(西)の滞留面積	$[1, 080 [m^2] ]$	
<ul><li>③水上高さ</li></ul>	0.075[m]	
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位 <sup>※1</sup>	1.4[m] (EL3.4m)	
※1 以下の式より算出		
(4=0/2+3)		

(4) 取水槽循環水ポンプエリアの評価

Г

設置許可申請時の評価内容			今回の評価内容
P. 5条-別添1-Ⅱ-2-66			P.51, 52
c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水			(c) 浸水防護重点化範囲のうち取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水の影響
地震に起因し,取水槽循環水ポンプエリアに!	<b>敦設する循環水配管伸縮継手</b>	≒の破損及び低耐震クラスの機	「浸水防護重点化範囲のうち取水槽循環水ボンブエリアにおける溢水の影響については、タービン補機痛
器及び配管の損傷により、津波がその損傷値	所を介して、取水槽循環水ホ	ミンプエリア内に流入すること	水ポンプ出口弁の弁閉止インターロックにより、タービン補機準水系が、地震発生から津波到達までに
を防止するため,以下の対策を実施する。対3	<b>휷の詳細は添付資料27 に示</b> ⁺	<del>م</del> .	隔離可能であり津波の流入がないことを評価する。
・循環水系の機器及び配管の基準地震動Ss に	よる地震力に対するバウン	<b>ダリ機能保持</b>	タービン捕機海水系配管の損傷箇所からの溢水に対する漏えい検知時間は,溢水流量5,100m³/h×2 台
・タービン補機海水ポンプ出口弁(インター1	コックによる弁閉止)		(タービン補機海水系の定格流量), 漏えい検知器設置高さ50mm及び取水槽循環水ボンプエリアの床面
■上記対策により、同区画は「津波の流入」(注)	<b>津波来襲下において海水が</b> 流	<b>亢大する事象)に該当する事</b> 象	積約265m <sup>2</sup> より, 漏えい検知時間は約12 秒となる。
は生じない。			タービン補機海水ポンプ出口弁の閉止時間約60秒を考慮すると、地震発生から破損箇所隔離までの時間
また、取水槽循環水ポンプエリアに設置する	耐震Sクラスの設備に対する	5浸水影響について、添付資料	は約72秒となり、海域活断層から想定される地震による津波の到達(約3分)前にタービン補機海水ボ
<u>28                                    </u>		-	<b>しンプ出口弁を閉止できるため,津波の流入はない。</b>
P.5条一别添1-添付10-18			
4. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水	(事象c.)		【変更內容①】
<ul> <li>9.5 取水槽循環水ポンプエリアにおい 取水槽海水ボンブエリアに隣接 管の伸縮維手部の全円周状の破損 響を評価した。 算した。 放水槽海水ボンブエリアに設置 (EL10.8m)は、取水槽循環水ボン 場合においても、取水槽循環水ボン あら、取水槽海水ボンブエリア防水 すい流入することはない。循環水引 図 9-13 に示す。 素 9-21 循環水系 高位 前位</li> </ul>	ける溢水 たる溢水 たる炭水槽循環水ボンブェリ と想定し、坂水槽海水ボンブ・ と想定し、坂水槽海水ボンブ・ (意のvinda Rao の式 (補足説 うている坂水槽海水ポンプェ ブエリア天端(EL8, 8m) より ブエリアでの想定破損によ プエリアア活端(EL8, 8m) より ブエリア天端(EL8, 8m) より ブエリアでの想定破損によ プエリアア活論(EL8, 8m) より プエリアア活論(EL8, 8m) より プエリアア活論(EL8, 8m) より プエリアでの想定破損によ ゴロアの個緒継手(EL8, 8m) より (前回) よりの (前し面) 2, 600 50	<ul> <li>「アの循環水系配 エリアへの溢水影</li> <li>「男資料30 参照)</li> <li>「男資料30 参照)</li> <li>「リア防水隆</li> <li>・リア防水隆</li> <li>・シーロへた</li> <li>・シーロー</li> <li>・シーロー</li> <li>・シーロー</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・潘之い検知高さを設定 設置高さ50mm 【変更理由①】 ・タービン補機施水系の弁閉止インターロックに係る詳細設計の反映 【変更内容②】 ・タービン補機施水系の弁隔離までの溢水量を追加するとともに、タービン補機海水系隔離時間から準 波流入防止が可能であることを説明 【変更理由②】 ・漏えい検知高さの反映等により具体的な隔離時間が算出可能となったため

一設置許可申請時の評価	内容		今回の評価内容	
P.5条-别添1-添付10-	-18			
ŦŔ	長 9-22 取水槽循環水ポンプエリアの溢水影響	評価結果		
M	取水槽循環水ポンプエリア壁の高さ [m]	7.7		
B	排出を期待する開口長さ [m]	23.6		
Г	取水槽循環水ポンプエリア壁の幅 [m]	1.0		
Ø	エリア内の溢水流量 [m³/h]	15, 590		
4	越流水深 [m]	0.24		
H	許容越流水深 [m]	2.0		
季価結	果(判定基準:H≧h)	0		
F. 5条-别称1-称付10-	-19			
	<ul> <li>1. 「「「」」」」</li> <li>1. 「」」」</li> <li>1. 「」」</li> <li1. li="" 「」<=""> <li>1. 「」」</li> <li>1. 「」」</li> <li< td=""><td>は 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語</td><td></td><td></td></li<></li1.></ul>	は 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語		

<sup>5.3–10</sup> **178** 

# 5.4 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の

## 津波に対する健全性

- 5.4 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の津波に対する健全性
  - 1. 概要

本資料は、VI-1-1-3-2-4 「入力津波による津波防護対象設備への影響評価」の 3.4 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離(内郭 防護)に係る評価(4)津波防護対策で、津波到達時においても弁の閉止状態が維持可能 な設計とする弁のうち、内部溢水対策として循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁 が閉止した後に、これらの弁が津波荷重及び余震荷重に対して構造健全性を有すること を確認するものである。

- 2. 一般事項
- 2.1 配置計画

評価対象となる循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の配置計画を図5.4-1に示す。



5. 4-1 **180**
### 2.2 構造計画

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁は、電動バタフライ弁であり、弁体を回転 し弁座に密着することで止水する。電動バタフライ弁の構造計画を表5.4-1 に示す。

評価対		計画の概要		概略構造図		
象	型式	主要構造	支持構造			
循環水 ポンプ 出口弁	電動バ タフラ イ弁	弁む体をてるでるを弁弁動動動成	循 環 査 符 構 固 す る。	A         z持構造物           Image: Constraint of the state of the		
復水器 水室出 口弁	電動バ タフラ イ弁	弁む体をてるでるや弁弁動動動成す。	循環水系 配管に固 定する。			

表5.4-1 構造計画

3. 評価用地震力

本計算書において考慮する評価用地震力は、VI-2-1-7「設計用床応答スペクトルの作 成方針」に基づき設定する。また、減衰定数はVI-2-1-6「地震応答解析の基本方針」に 示す減衰定数を用いる。

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の設置条件,固有周期及び評価用地震力を 表5.4-2,表5.4-3及び表5.4-4に示す。

表5.4-2 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の設置条件

評価対象	据付場所	床面高さ*	
従彊水ポンプ山口会	市水博	EL 1.1m	
個泉水小シノ山口开	月又 /八 /晋	(EL 8.8m*)	
復水肥水会山口会		EL 0.25m	
<b></b> 復小奋小主田日开	クーロン建物	(EL 2.0m*)	

注記\*:基準床レベルを示す。

### 表5.4-3 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の固有周期

評価対象	循環水ポンプ出口弁	復水器水室出口弁		
固有周期(s)	0.05以下 <mark>*</mark>	0.05以下 <mark>*</mark>		
<mark>注記*:弁の固有周期の算</mark>	出方法についてはVI−2−別湖	≲2−6「循環水ポンプ出口弁及	をび	

復水器水室出入口弁の耐震性についての計算書」にて示す。

### 表5.4-4 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の評価用地震力

	弾性設計用地震動 S d					
評価対象	水平方向	可震度*	鉛直方向震度*			
	NS方向	EW方向	_			
循環水ポンプ出口弁	0.77	1.75	0.89			
復水器水室出口弁	0.59	0.58	0.36			

注記\*:剛領域の振動モードの影響を考慮する観点から設置床の最大応答加速度を1.2

倍した震度(1.2ZPA)を示す。また、設計用震度 I を上回る値である。

- 4. 構造強度評価
- 4.1 荷重の設定
  - (1) 津波荷重(P<sub>t</sub>)
     津波荷重として,経路からの津波に伴う水位を用いた静水圧を考慮し,以下の式より算出する。
  - $P_t = \rho_0 \cdot q \cdot H$ 
    - P t:津波荷重
      - ρ<sub>0</sub>:海水の密度
      - <mark>g</mark> :重力加速度
      - H :評価高さ(最高津波高さ-設置位置高さ)
  - (2) 余震荷重(K<sub>sd</sub>)

余震荷重として,弾性設計用地震動Sdを考慮する。余震に伴う加速度で弁体に発生 する慣性力と,余震による動水圧荷重を考慮し,弁の設置方向により以下の式を用い て算出し,弁体(閉止状態)及び配管の内面に加わる圧力荷重として評価する。ここ で,余震と組み合せる津波は海域活断層に想定される津波であるが,安全側に日本海 東縁部に想定される津波を用いる。

 $\mathbf{K}_{\mathrm{Sd1}} = \mathbf{m} \cdot \mathbf{g} \cdot \alpha_{\mathrm{H}} / \mathbf{A} + \rho_{0} \cdot \alpha_{\mathrm{V}} \cdot \mathbf{g} \cdot \mathbf{H}$ 

Ksd1:余震荷重(循環水ポンプ出口弁)

- m : 弁体部質量
- <mark>g</mark> :重力加速度
- α<sub>H</sub>:弁体部の配管軸方向余震震度
- A : 弁体受圧面投影面積  $(=\pi Di^2/4 Di : 配管内径)$
- ρ<sub>0</sub> :海水の密度
- α<sub>V</sub>:弁体部の鉛直方向余震震度
- H :評価高さ(最高津波高さ-設置位置高さ)

 $K_{Sd2} = \mathbf{m} \cdot \mathbf{g} \cdot \alpha_V / \mathbf{A} + \rho_0 \cdot \alpha_V \cdot \mathbf{g} \cdot \mathbf{H}$ 

K<sub>sd2</sub>:余震荷重(復水器水室出口弁)

- m : 弁体部質量
- <mark>g</mark> :重力加速度
- α<sub>V</sub>:弁体部の鉛直方向余震震度
- A : 弁体受圧面投影面積  $(=\pi Di^2/4 Di : 配管内径)$
- ρ<sub>0</sub>:海水の密度
- H :評価高さ(最高津波高さ-設置位置高さ)

(3) 固定荷重(D)

常時作用する荷重として、弁体の自重を考慮する。

5.4-4

## 183

4.2 荷重の組合せ

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の強度評価にて考慮する荷重の組合せを表5.4 -5に示す。

施設区分	評価対象	荷重の組合せ
シヨ→レァ士ョ症±辷∋℡	循環水ポンプ出口弁	$D + P_{t} + K_{S d 1}^{*1*2}$
<u>(文小四</u> );一,他议	復水器水室出口弁	$D + P_{t} + K_{S d 2} *^{1*2}$

表5.4-5 強度評価にて考慮する荷重の組合せ

注記\*1: Dは固定荷重, Pt は津波荷重, Ksdは余震荷重を示す。

\*2:固定荷重(D)及び余震荷重(K<sub>sd</sub>)の組み合せが,強度評価上,津波荷重 (P<sub>t</sub>)を緩和する方向に作用する場合,安全側にこれらを組み合せない評価を実施 する。

### 4.3 許容荷重

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁については,表5.4-6に示す水圧試験により 確認した圧力を許容限界とする。

表5.4-6 許容限界

評価対象	水圧試験の圧力 (MPa)
循環水ポンプ出口弁	0. 47 <mark>*</mark>
復水器水室出口弁	0. 47 <mark>*</mark>

注記\*:弁納入時の水圧試験圧力

### 4.4 計算条件

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の構造健全性評価に用いる計算条件を表5.4-7及び表5.4-8 に示す。

表5.4-7 循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の構造健全性評価に用いる計算条件								
評価対象	弁体の 材質	弁体の 質量 (kg)	弁体受圧面の外形 (配管内系) D <sub>1</sub> (mm)	重力加速度 <mark>g</mark> (m/s <sup>2</sup> )	海水の密度 $ ho_0$ $(kg/m^3)$			
循環水ポンプ出口弁	SS400	9700	2600	9.80665	1030			
復水器水室出口弁	SS400	6400	2200	9.80665	1030			

表5.4-8 構造健全性評価に用いる評価高さ

評価対象	循環水ポンプ出口弁	復水器水室出口弁
最高津波高さ*1	EL 10.6m	EL 7.9m
設置位置高さ*2	EL 1.1m	EL 0.25m
評価高さH	9.5m	7.65m

注記\*1:基準津波1の取水槽又は放水槽における入力津波高さを示す。

\*2:安全側に弁を設置する床面高さとする。

# 184

### 5. 評価結果

### (1) 構造健全性評価

循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁の構造健全性評価結果を表5.4-9に示す。 発生圧力が,有意な変形及び著しい漏えいがないことを確認した水圧試験の圧力以下で あることから,評価対象である弁体部が構造健全性を有することを確認した。

亚伍马布	発生圧力	水圧試験の圧力
計 ៕ 刈 家	(MPa)	(MPa)
循環水ポンプ出口弁	0.22	0.47
復水器水室出口弁	0.12	0.47

表5.4-9 構造健全性評価結果

(参考資料)

<mark>取水槽へ津波浸入時の循環水ポンプ出口弁への影響について</mark>

(1) 2号機取水槽への影響

2号機取水槽への津波浸入時,図1~図3に示すとおり2号機取水槽の除じん機エリ アには角落し用の経路があり,末端は天端開口となっていることから津波の押し波時の 圧力を逃せる構造である。また,図4より基準津波来襲時の除じん機エリアの最大水位 差が発生する際の水位上昇速度は0.2[m/s]程度であり,比較的緩やかである。

以上のことから,取水路へ浸入した津波により,循環水ポンプ出口弁に水撃作用によ る過大な圧力が生じる可能性は十分小さいと判断した。



図1 2号機 取水施設断面図



図2 取水槽の浸水対策の概要(断面図)



図3 取水槽の浸水対策の概要(平面図)



5.5 屋外タンク等からの溢水影響評価

5.5 屋外タンク等からの溢水影響評価

屋外タンク等の溢水として、地震による損傷が否定できない屋外タンク等からの溢水を 考慮し、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物等の浸水防護重点化範囲を内包する建 物に及ぼす影響を評価する。評価の詳細は「VI-1-1-9-4 溢水影響に関する評価」に示す。

5.5.1 評価条件

島根原子力発電所の敷地内に設置されている屋外タンク等のうち溢水源とする屋外タンク等を図 5.5-1 に示す選定フローにより抽出した。抽出結果及び抽出した屋外タンク等の配置図を表 5.5-1 及び図 5.5-2 に示す。また,評価の前提条件として以下を考慮する。

- (1) 溢水源となる屋外タンク等に対する地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失す るものとして模擬する。
- (2) 構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。
- (3) 輪谷貯水槽(東側)は基準地震動Ssによって生じるスロッシングによる溢水量 (時刻歴)を模擬する。
- 5.5.2 浸水量評価

屋外タンク等の破損により生じる溢水については、溢水源として屋外に設置されたタンク 等を挙げた上で、浸水防護重点化範囲への影響評価を実施した。

代表箇所における浸水深の時刻歴を図 5.5-3 に、最大浸水深を表 5.5-2 に示す。

5.5.3 評価結果

以下に示す通り,屋外タンク等の破損により生じる溢水が,浸水防護重点化範囲へ影響を 与えることがないことを確認した。

- ・原子炉建物,廃棄物処理建物及びB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽については,各 扉付近の開口部の下端高さが溢水水位より高い位置にある。
- ・タービン建物については、外壁にある扉付近の水位が最大で0.72mであり、扉の設置位置(開口部下端高さ0.4m)を超えるが、開口部下端高さを超える水位の継続時間が短く、浸水深、開口部形状及び継続時間から水理公式(堰の越流量公式)\*を用いて算出した溢水量は約5m<sup>3</sup>と少量であり、タービン建物の空間容積に対し、十分に小さい。また、タービン建物には浸水により機能喪失する設備が設置されていない。
- ・取水槽海水ポンプエリアについては防水壁を設置することにより、浸水を防止している。
- ・Aーディーゼル燃料移送ポンプ及び HPCS-ディーゼル燃料移送ポンプを設置するディ ーゼル燃料移送ポンプピットについては,防水壁及び水密扉を設置することにより,浸 水を防止している。

\*:計算の詳細については別紙参照



図 5.5-1 溢水源とする屋外タンク等の選定フロー

No	名称	保有水量 [m <sup>3</sup> ]	溢水伝播 挙動評価 に用いる <sup>溢水量</sup> [m <sup>3</sup> ]* <sup>3</sup>	配置 No	保有水量20m <sup>3</sup> 以上(山間部 除く)の屋外 タンク等	エリア No	合計 保有水量 [m <sup>3</sup> ]	溢水伝播 挙動評価 に用いる 合計溢水量 [m <sup>3</sup> ]* <sup>2</sup>
1	雑用水タンク	33	49	25	0			
2	宇中系統中継水槽(西山水槽)	30	45	26	0			
3	碍子水洗タンク	146	161	22	0			
4	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク	49	73	23	0			
5	A-44m盤消火タンク	155	171	30	0			
6	B-44m盤消火タンク	155	171	30	0	-	2.832	
7	輪谷貯水槽(東側)沈砂池	260	286	20	0	-	2,002	
8	尿水80 t 水槽   伝説 水槽 1 (0 見 再 側) た あ け に)	80	120	24	0	-		
10	仮設水 = 1(25 四	20	30	40	0	エリア		3,366
10	仮設水槽-2(25 四側法面付近) 仮設水槽-3(29-西側法面付近)	20	30	40	0	1		(2, 994)
12	於以於水值 5(27 四國公面內廷) 齡公貯水構 (東側)	1 064*1	2 200	10	0			
12		1,004	2,200	n=43		-		
14	山林田防火水槽(スカイライン)	50	_	n=52	_	1		
15	山林用防火水槽(スカイライン)	50	_	n-52	_			
16	仮設水槽(2号西側法面付近)	2	-	n-59	_	1	162	
17	防火水槽	20	_	n-74	_	1		
18	防火水槽	20		n-73	_			
19	鉄イオン溶解タンク(2号)	19	-	n-9	-			
20	純水タンク(A)	600	660	10	0			
21	純水タンク(B)	600	660	10	0	4		
22	2 号ろ過水タンク	3,000	3, 300	11	0	4		
23	1 <del>万</del> 床だく 槽	87	131	12	0	4		
24	1号ろ過器	62	93	13	0	-		
25	2 方际にく 慣	102	113	14	0	-	7 601	
20	<u>2万つ迴奋</u> 9旦濃縦捕	30	54	15		-	7,081	
21	2 万辰相恒 1	2 000	2 200	10	0	-		
20	1 万つ回ハクシク 74m般受水構(9 構)	5,000	3, 300	27	0			
30	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42	63	31	ŏ			
31	22m 盤受水槽	30	45	37	ŏ	エリア		8,602
32	59m盤トイレ用水貯槽	32	48	44	Ŏ	(2)		(7, 712)
33	所内ボイラブロータンク	1	_	n-24	_	1		
34	所内ボイラ冷却水冷却塔	1	-	n-24	_			
35	C-真空脱気塔	3		n-28	_			
36	D-真空脱気塔	3	-	n-28	-			
37	C/D用冷却水回収槽	2	-	n-28	-		31	
38	A-真空脱気塔	2	-	n-38	-	-	01	
39	B-真空脱気塔	2	-	n-38	-	-		
40	冷却水回収槽	2	_	n-38	-			
41	1 号除たく 槽排水槽	7	_	n-41	-	-		
42	トイレ 用 つ 回 小 灯 帽 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	8	-	n-41	-			
43	复压价仍入小馆 雪解游受横 (1 号)	22	33	5	0	-		
45	电件収入値(17) A-サイトバンカ建物消水タンク	46	69	18	0		441	
46	B-サイトバンカ建物消火タンク	46	69	18	ŏ	エリア		539
47	管理事務所4号館用消火タンク	21	32	36	Ŏ	3		(455)
48	電解液受槽(2号)	10	_	n-8	_			
49	1号海水電解装置電解槽(循環ライン 8槽)	2	_	n-8	_		14	
50	2号海水電解装置電解槽(非循環ライン 12槽)	2	-	n-8	—			
51	3号ろ過水タンク(A)	1,000	1,100	1	0			
52	3 号純水タンク(A)	1,000	1,100	2	0	1		
53	<u>消火用水タンク(A)</u>	1,200	1,320	3	0	4		
54	泪火用水ダンク(B)   2 見伝説海本波本()) 井栗() 海本英本書)	1,200	1, 320	3	<u> </u>	-		
55	3 亏仮成冊水淡水化装直(冊水党水槽) 仮設今位加冊構	25	38	29		1		
57	<u> 収 取 ロ 広 処 理 帽 3  </u>	31	40	34		1	6 070	
58	3 号ス過水タンク (B)	1,000	1,100	32	0	1	0, 919	
59	<u>A-45m</u> 般消火タンク	1,000	1,100	38	0	1		
60	B-45m盤消火タンク	155	171	38	õ	1		
61		24	36	46	ŏ	エリア		7,735
62	宇中合併浄化槽(1)	63	94	42	Ó	4		(7,023)
63	宇中合併浄化槽(2)	126	139	43	Ō			
64	海水電解装置脱気槽	12	-	n-13		]		
65	補助ボイラ排水処理装置 排水 p H 中和槽	3	_	n-14	_			
66	重油タンク用泡原液差圧調合槽	2	-	n-15	_	1		
67	補助ボイラ補機冷却水薬液注入貯槽	1	-	n-14	—	4		
68	ブロータンク	1	-	n-14	_	4	44	
0.5		1 1	_	n-14	-	-		
69	排水放流槽	1						
69 70	排水放流槽 <u>訓練用模擬水槽</u>	4	-	n-58	_			
69 70 71	排水放流槽 訓練用模擬水槽 3号仮設海水淡水化装置(R0処理水槽) 3号に設施水淡水化装置(R0処理水槽)	4 15	-	n-58 n-76	_	-		
69 70 71 72 72	排水放流槽 訓練用模擬水槽 3号仮設海水淡水化装置(R0処理水槽) 3号仮設海水淡水化装置(仮設純水槽) 等(用裏茶下1号館車側調整) 等(用業茶下1号館車側調整)	4 15 5 1 520	- - 1 672	n-58 n-76 n-77	-	- - -		
69 70 71 72 73 74	<u> 排水放流槽 訓練用模擬水槽 3 号仮設海水淡水化装置(R0処理水槽) 3 号仮設海水淡水化装置(仮設純水槽) 管理事務所1号館裏側調整池 4-50mg能はなンカ</u>		- - 1,672	n-58 n-76 n-77 9	0	エリア	1 830	9 014
69 70 71 72 73 74 75	<ul> <li>排水放流槽</li> <li>訓練用模擬水槽</li> <li>3 号仮設海水淡水化装置(R0処理水槽)</li> <li>3 号仮設海水淡水化装置(仮設純水槽)</li> <li>管理事務所1号館東側調整池</li> <li>A=50m鑑消火タンク</li> <li>R=50m総消火タンク</li> </ul>	$ \begin{array}{r} 1 \\ 4 \\ 15 \\ 5 \\ 1,520 \\ 155 \\ 155 \\ \end{array} $		n=58 n=76 n=77 9 28 28	- - 0 0	エリア	1, 830	2,014 (1.840)
69 70 71 72 73 74 75 75 76	<ul> <li>排水放流槽</li> <li>創練用模擬水槽</li> <li>3 号仮設海水淡水化装置(R0処理水槽)</li> <li>3 号仮設海水淡水化装置(仮設純水槽)</li> <li>管理事務所1号館東側調整池</li> <li>A-50m盤消火タンク</li> <li>B-50m盤消火タンク</li> <li>圏本処理装置</li> </ul>	$ \begin{array}{r} 1 \\ 4 \\ 15 \\ 5 \\ 1,520 \\ 155 \\ 10 \\ \end{array} $		n-58 n-76 n-77 9 28 28 28 n-71	- - 0 0 0	エリア ⑤	1,830	2, 014 (1, 840)

### 表 5.5-1 溢水源とする屋外タンク等

輪谷貯水槽のスロッシング解析値(1,694m<sup>3</sup>)と実験値の差を踏まえて1.1倍し、切上げた値。 ()内はエリア内の溢水源とする屋外タンク等の保有水量の合計を示す。 評価に用いる溢水量は保有水量を以下のとおり割り増した。 注記 \* 1 \* 2

\* 3

計画に用いる証拠が重な体別が重ながりませた。 20m<sup>3</sup>以上 100m<sup>3</sup>以下の屋外タンク等:1.5 倍 100m<sup>3</sup>を超える屋外タンク等:1.1 倍 輪谷貯水槽(東側):1,864m<sup>3</sup>を上回る 2,200m<sup>3</sup>とした。









5.5-5 **193** 

	代表箇所	基準高さ EL [m]	最大 浸水深 [m]	建物外周扉等 の設置位置 EL [m]
地点1	原子炉建物南面	15.0	0.05	15.3
地点2	原子炉建物西面1	15.0	0.01	15.3
地点3	原子炉建物西面 2	15.0	0.03	15.3
地点4	タービン建物北面1	8.5	0.23	8.8
地点 5	タービン建物北面2	8.5	0.72	8.9
地点6	タービン建物北面3	8.5	0.22	9.1
地点 7	タービン建物北面4	8.5	0.21	9.26
地点 8	取水槽海水ポンプエリア西面	8.5	0.21	8.8
地点 9	取水槽海水ポンプエリア東面	8.5	0.36	8.8
地点 10	廃棄物処理建物南面	15.0	0.33	15.35
地点 11	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格 納槽北面	15.0	0.02	15.35
地点 12	A-ディーゼル燃料移送ポンプ ピット西面	8.5	0.23	8. 7
地点 13	HPCS-ディーゼル燃料移送ポ ンプピット西面	8.5	0.25	8.7

表 5.5-2 代表箇所における最大浸水深

(別紙)

#### タービン建物への溢水量の算出について

屋外タンク等の破損により生じるタービン建物への溢水量は,以下の堰の越流量公式を用いて算出する。溢水水位が開口部下端高さを複数回超える場合は,各溢水量を合計した値を 溢水量とする。

Q=CBh<sup>3/2</sup> 【C:流量係数(越流水深と開口部形状によって定まる値), B:開口部の 幅[m], h:越流水深(浸水深と開口部下端高さの差)[m]】

表 5.5-2よりタービン建物(地点4~地点7)における最大浸水深が扉の設置位置(開口 部下端高さ)を上回るものは地点5(タービン建物北面2)のみである。地点5の浸水深時 刻歴を図1に示す。



図1 浸水深時刻歴(地点5)

図1より開口部下端高さを超える溢水は2回発生し,最大浸水深はそれぞれ0.72m,0.42m である。浸水深は時間とともに変化するが,溢水の継続時間の間は最大浸水深の溢水が発生 するものとして安全側に溢水量の算出を行う。結果を表1に示す。

		溢水①	溢水②	
t	継続時間	S	3	151
С	流量係数	-	1.82	1.55
В	開口部の幅	m	2	2
h	越流水深	m	0.32	0.02
Q	越流流量	$m^3/s$	0.66	0.01
-	溢水量	m <sup>3</sup>	1.98	1.51
		合計	3.49	9m <sup>3</sup>

表1 溢水量(地点5)

表1よりタービン建物へ流入する溢水量は3.49m<sup>3</sup>であるが,安全側に切り上げて約5m<sup>3</sup>と する。